

# 平成26年度 第1回杉並区外部評価委員会 次第

平成26年8月29日(金)午後3時～  
西棟6階 第5・第6会議室

1 委員委嘱

2 配付資料確認

3 委員紹介

4 会長選出

5 区側出席者紹介

6 報 告

(1) 平成24年度外部評価に対する対処結果について

(2) 平成26年度行政評価等の取組について

7 議 事

(1) 平成26年度外部評価の進め方について

8 その他

〈資料〉

- ・資料 1 委員名簿
- ・資料 2 事務局名簿
- ・資料 3 杉並区外部評価委員会条例
- ・資料 4 諮問書
- ・資料 5 平成 24 年度外部評価に対する対処結果について
- ・資料 6 平成 26 年度行政評価等の取組について
- ・資料 7 平成 26 年度外部評価の進め方について
- ・資料 8 評価対象施策等一覧
- ・資料 9 外部評価表(イメージ)
- ・資料 10 杉並区入札監視委員会について

## 平成 26 年度 杉並区外部評価委員会 委員名簿

(第 7 期 : H26.8.29 現在)

氏 名	所 属
い せき とも とし 伊 関 友 伸	城西大学経営学部マネジメント総合学科教授
おく ま み 奥 真 美	公立大学法人首都大学東京都市教養学部都市政策コース長・教授 内閣府「官民競争入札等監理委員会」専門員
た ぶち ゆき こ 田 渕 雪 子	行政経営コンサルタント 文部科学省独立行政法人評価委員会委員 原子力規制委員会行政事業レビューに係る外部有識者 鎌倉行革市民会議委員
なな まつ まさる 七 松 優	日本公認会計士協会 東京会杉並会会長 公認会計士 税理士
やま もと きよし 山 本 清	東京大学大学院教育学研究科大学経営・政策コース教授 国土交通省政策評価会委員 財務省政策評価懇談会委員

## 平成 26 年度 杉並区外部評価委員会 事務局名簿

政策経営部長	牧 島 精 一
総務部長	宇 賀 神 雅 彦
政策経営部企画課長	白 垣 学
政策経営部行政管理担当課長	堀 川 直 美
政策経営部財政課長	森 雅 之
総務部総務課長	有 坂 幹 朗
総務部定数・組織担当課長	後 藤 行 雄
総務部経理課長	和 久 井 伸 男
政策経営部企画課企画調整担当係長	山 田 隆 史
政策経営部企画課企画調整担当係長	松 田 由 美
政策経営部企画課企画調整担当係長	吉 田 和 代
総務部経理課契約統括担当係長	岡 田 良 隆

杉並区外部評価委員会条例

平成26年 3 月18日  
条例第 3 号

(設置)

第 1 条 杉並区（以下「区」という。）における行政評価制度を公正かつ中立な立場から充実させ、その客観性を高めるとともに、区が発注した工事等の入札その他の契約に関し、手続の公正性及び透明性の確保を図るため、区長の附属機関として、杉並区外部評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について、区長の諮問に応じ、答申する。

- (1) 区における行政評価に関する事項
- (2) 入札その他の契約に係る手続に関する事項
- (3) 入札その他の契約に係る手続に関し、当該契約に利害関係を有する者からの苦情の申立てに関する事項

(組織)

第 3 条 委員会は、学識経験者その他区長が適当と認める者のうちから、区長が委嘱する委員 5 人以内をもって組織する。

2 委員の任期は、2 年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 4 条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は、会長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 委員会の会議は、公開とする。ただし、委員会の議決があったときは、非公開とすることができる。

(委員以外の者の出席等)

第 6 条 委員会は、調査審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は委員以外の者から必要な資料の提出を求めることができる。

(委員の除斥)

第 7 条 委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事項又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事項については、議事に加わることができない。

(委任)

第 8 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。
- 2 杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和50年杉並区条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表中	杉並区子ども・子育て会議	会長日額 14,500円
		委員日額 12,000円

「	杉並区子ども・子育て会議	会長日額 14,500円 委員日額 12,000円
	杉並区外部評価委員会	会長日額 23,000円 委員日額 20,500円

に改める。

」



資料 4

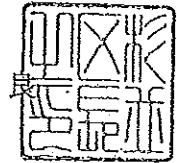
26 杉並第 29773 号

平成 26 年 8 月 29 日

杉並区外部評価委員会

会長 様

杉並区長 田中



諮 問 書

区における行政評価制度を公正かつ中立な立場から充実させ、その客観性を高めるとともに、区が発注した工事等の入札その他の契約に関し、手続の公正性及び透明性の確保を図るため、貴委員会のご意見を承りたく、諮問します。

## 平成24年度外部評価に対する所管の対処結果

## ■ 事務事業評価

部	No.	事務事業名	頁
政策経営	27	区施設の改修・改良工事	1
	109	緊急雇用創出臨時特例交付金事業	3
区民生活	83	特別区民税、都民税徴収整理事務	5
	94	商店街振興対策	7
保健福祉	228	大規模災害見舞金・弔慰金の支給及び資金貸付	9
	345	予防接種	11
都市整備	374	区営住宅の提供	13
	392	有料制自転車駐車場の運営	15
教育委員会 事務局	467	学校の支援	17
	535	図書館運営	20

## ■ 財団等経営評価

公益財団法人 杉並区スポーツ振興財団	22
社会福祉法人 杉並区社会福祉協議会	23
公益社団法人 杉並区シルバー人材センター	25
特定非営利活動法人 すぎなみ環境ネットワーク	26
杉並区交流協会	27



# 事務事業評価に対する外部評価

## 〈No. 27〉 区施設の改修・改良工事

事業の目的・目標	各施設の利用目的に沿った、安全で快適な施設を建設するとともに、既存施設の長寿命化とランニングコストの削減を図ります。
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)	○施設の一元管理として、区有施設の建築と修繕の計画、設計、工事、監督及び工事に伴う起工、支払い事務を行う。なお、修繕工事については、工事の必要性や優先度を判定し、修繕実施計画を作成する。

		23年度計画	23年度実績
指標	活動指標	区施設の改修・改良工事起工件数	200件 / 221件
	成果指標	予算執行率	100% / 99%
事業実績		区有施設の定期点検での指摘事項や、緊急的な対応に対する検証等を踏まえるとともに、施設の長寿命化や社会情勢の変化に対応するよう、施設の一元管理として、区有施設の建築・修繕の計画、設計、工事、監督等を行っています。	

### 【所管による自己評価】

評価と課題	昭和40年代から50年代に建築された施設では、設備機器や防水、外壁などが老朽化しているため、技術職員の視点から改修方法・工事費・優先順位を定めて、計画的な工事を進めました。また、長期修繕計画や外壁劣化調査の方法を作成するなど、施設の安全対策と経費削減に取り組みました。今後は、予防保全の観点から修繕計画を作成して効率的に施設を管理していく必要があります。
-------	---

改善・見直しの方向（中長期）	今後の方向性（見直しの視点）	I 事業の方向性	○ 拡充 <input checked="" type="radio"/> 現状維持    ○ 縮小    ○ 廃止
		II 事業の改善	○ 事業内容の変更    ○ 実施方法の変更
	区民のニーズを考慮し、区の施設再編整備の計画の範囲内で既存施設の有効活用、統廃合、そして再配置を含めて適切な選択・優先順位付けを行い、整備を進める必要があります。さらに、首都直下型地震等に備え、災害時に拠点となる区立施設について、自家発電能力の向上を図るとともに、防災機能の一層の強化に取り組みます。また、新たな施設の建設が困難な現在の状況においては、計画的に予防保全措置を取って施設の延命化を図り、改修費の平準化に取り組んでいくことが求められるだけでなく、保全情報システム等を活用し、建物の屋根外壁や他の部位（機械設備・電気設備・昇降機設備など）についても、年次修繕計画で計画的な保全を図ることでライフサイクルコストを削減することが必要です。このほかに、ファシリティマネジメントにおける施設維持管理の効率性がより向上する手法を取り入れることを検討する予定です。		

## 【外部評価】

今後の方向性 (見直しの視点)	I 事業の方向性	○ 拡 充      ● 現状維持      ○ 縮 小      ○ 廃 止
	II 事業の改善	○ 事業内容の変更      ● 実施方法の変更
事業内容への評価	<p>目標と評価の体系が明確ではないので、事業内容の評価もバラバラに行っているところが気になる。数値指標についてみると、活動ベース(工事件数)成果ベース(予算執行率)いずれも実態的には活動ベースであり、なおかつ今日のような予算制約が厳しいなかにおいては、事業費ベースでは100%近くなるのは当然である。したがってこれをもって良好な成果とは言えない。というか、現在のような目標と指標の立て方をしている限り、政策の指針となる評価にはなりそうもない。一方で人件費の方が顕著に縮減してきているのは、不自然である。委託管理が効率化されたということであればよいが、そうでない事情であると、長期的には懸念が残る。</p>	
評価表の記入方法 などについての 評価	<p>公共事業というものは、概して複数の目標を持つものである。なおかつ相互の目標が横断的に関係することもよくある。このような事業の目標と評価を記述するときには、できるだけ箇条書きの方法を取るべきである。たとえば、目標は①既存施設の長寿命化 ②長期的な観点からの施設の更新 ③ランニングコストの縮減、ということであろう。これに対して事業実績を書けば、「社会情勢の変化に対応するよう施設の一元管理・・」といった新たな目標が記述されるはずはないであろう。現状のこうした書き方は混乱の元です。また、評価と課題では、計画的な工事、施設の安全対策、経費節減など書いてあるが、経費節減がランニングコストの縮減につながることは推測できるが、その他の計画や安全対策が、当初の目標にどうつながるのか定かにはならない。</p>	

## 【外部評価に対する所管の対処方針】

事業の目的・目標から活動内容の評価と課題までの内容について、見直しを行います。

さらに、本事業が、

- ①劣化度や必要性を判断しながら作成する年次修繕計画に基づく活動
- ②建物躯体の延命化や安全性を考慮した中長期計画に基づく活動
- ③杉並区実行計画の防災施設の機能強化に基づく活動

をはじめとした複数の活動で構成されていることから、これらの活動がどのように事業の成果に影響を与えているかという視点を踏まえ、今後は指標を複数に分けて評価する手法に変更し、目標の達成度や成果が適切に判断できるように努めます。

また、評価表の記入方法については、事業実績や評価と課題を明確に表せるよう目標を箇条書きとし、事業の展開が分かりやすくなるよう工夫します。

なお、職員数については、本事業に関連する事務事業「区施設の保全管理」との兼ね合いから、年度ごとの算出数に変動が生じる結果となっておりますが、今後は、業務量の再確認を行います。

## 【外部評価に対する所管の対処結果】

対処方針に基づき、既存施設を良好な状態に維持するために作成する年次修繕計画に基づいて行う工事件数、実施割合を指標としました。また、自家発電能力の向上に対する工事についても、実行計画に対する設置工事の進捗状況を指標とすることで、目標の達成度や成果が適切に判断できるよう改善しました。

評価表の記入方法については、事業実績や評価と課題、また今後の事業の展開、課題等を明確に表現するため、記載方法を箇条書きとし、事業展開がわかりやすい表記になるよう努めました。

職員数については考え方を整理し、工事に携わった職員数(建築・電気・機械)をベースとした算出方法に改めました。

## 〈No.109〉 緊急雇用創出臨時特例交付金事業

事業の目的・目標	求職者の臨時的・一時的なつなぎ就業の機会の提供し、安定的な求職活動ができるように支援する。
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)	○急激な経済情勢の変動により、離職を余儀なくされた非正規労働者及び中高年齢者等に対して、臨時的・一時的なつなぎ就業の機会を提供するとともに、安定的な求職活動ができるように支援するため、国の交付金を受けて東京都が造成した基金による「緊急雇用創出事業臨時特例補助金」を活用して、委託もしくは直接実施による雇用創出事業を行う。

		23年度計画	23年度実績
指標	活動指標	事業数	13件 22件
	成果指標	雇用創出人数	334人 350人
事業実績		急激な経済情勢の変動により、離職を余儀なくされた非正規労働者等に対して、臨時的・一時的なつなぎ就業の機会を提供し、安定的な求職活動ができるよう支援するため、国の交付金により東京都が造成した基金による「緊急雇用創出事業臨時特例補助金」を活用し、区保育室運営委託、街路灯データ電子化業務、住居表示台帳の電子化等22事業を実施し、350人の新規雇用を実現しました。	

### 【所管による自己評価】

評価と課題	平成23年度は、「ふるさと雇用再生特別交付金事業」から移し替えとなった「区保育室運営」のほか、住居表示台帳や区道認定改廃図書の電子化等、計22事業を実施し、平成22年度に比べ大幅な雇用を創出することができました。平成24年度は、平成22年度から実施している「学校図書館の充実(学校司書の雇用)」などのほか、補正(1号)予算に計上された新規事業を含め14事業を実施し、雇用の創出を図っていきます。
-------	---

改善・見直しの方向 (中長期)	今後の方向性 (見直しの視点)	I 事業の方向性	○ 拡充    ● 現状維持    ○ 縮小    ○ 廃止
		II 事業の改善	○ 事業内容の変更    ○ 実施方法の変更
	国の交付金事業「緊急雇用創出事業」は平成23年度をもって終了する予定でしたが、国の要綱改正により平成24年度も継続となり、これを受けて、国の交付金により都が造成した基金を補助金として実施する本事務事業についても、継続して実施することとなりました。今のところ、平成24年度中に実施した雇用創出事業であって、かつ被雇用者の雇用期間を更新できる場合に限り、25年度まで延長して実施できることとなっておりますが、それ以降については、事業継続の見直しは立っていません。		

## 【外部評価】

今後の方向性 (見直しの視点)	I 事業の方向性	○ 拡 充      ○ 現状維持      ● 縮 小      ○ 廃 止
	II 事業の改善	○ 事業内容の変更      ● 実施方法の変更
事業内容への評価	<p>もともと国の臨時的事業が、自治体に降りてきたものなので、国の施策の目標と手法による制約があるので、国の観点からの評価なのか、実施自治体の観点からの評価なのかによって評価内容が異なるはずである。国の観点からみれば、長期につながるような雇用が増えることが目標である。この点では現在の評価指標からでは読み取れない。むしろ事業の現場を見ている区の職員の目から見て、長期雇用につながる可能性があるかどうかを定性的でもよいから評価すべきである。この事業を自治体の観点からみると、区の事業の中で短期的な事業継続でも効果がありそうで、なおかつ財源がなくて困っているような事業にこの資金を充当すべきである。実際に実施した事業を見ると、街路樹データ電子化業務、住居表示台帳電子化などは納得ができるが、区保育室事業は、理解できない。これで国の基金がなくなった時に、事業継続できなくなって区は困らないだろうか、ということである。</p>	
評価表の記入方法 などについての 評価	<p>もともとの事業の趣旨が短期的な実施による短期的な雇用創出効果を狙ったものだと考えてしまえば、現状のような事業実施数と雇用増加数で効果を測定すればそれでよいということになってしまう。しかしながら本当の政策意図は、短期的な雇用が継続雇用につながることを期待したものであるならば、単なる事業実施数や雇用増加数で測定できるものではない。かといって適切な指標は見当たらないのが現状でもある。そこで、評価に当たっては、定性的な評価も含めて、継続雇用と言う点を意識した記述を行うべきである。また、事業の選択にあたっても導入した区の独自の視点も評価の基準とすべきである。以上のようにこのような国の臨時の事業であっても、区の目標に読み替えることや政策意図を評価に視点に反映させることが大切である。</p>	

## 【外部評価に対する所管の対応方針】

もともと、国の「緊急雇用創出事業」は、(同時期に創設された「ふるさと雇用再生特別基金事業(平成23年度で事業終了)」が、地域における継続的な雇用機会の創出を図ることを目的としたものであったのに対して)離職を余儀なくされた人に臨時的・一時的なつなぎ就業の機会を提供することを目的とした事業であり、雇用期間も6ヶ月以内(更新1回まで)と短期間のものでした。しかしその後、この「緊急雇用創出事業」のスキームを活用して、雇用期間を1年以内とする「重点分野雇用創出事業」やOff-JTを可能とする「地域人材育成事業」が、事業終了後の継続雇用の礎となる事業として追加されました。さらに平成24年11月には「重点分野雇用創出事業」の拡充が決定され、実施期間が平成25年度までに延長され、新たに事業実施の指標として「一時的な雇用ではなく、継続雇用につながるなどの+α効果が期待されること」が示されています。23年度に実施した「区保育室運営」は、この「重点分野雇用創出事業」として実施しましたが、24年度は(雇用期間の制限があり、当該補助金事業は適用できないため)区の一般財源による事業として継続実施しており、雇用の継続を実現しております。ご指摘の定性的な評価については、次回の評価の際に工夫をしております。

## 【外部評価に対する所管の対応結果】

緊急雇用創出事業は、臨時的・一時的な雇用・就業機会の提供が主眼ですが、事業終了後も、引き続き正社員化されている事例を東京都が紹介するなど、事業終了後の継続的な雇用に繋げる取組も行われています。

また、平成25年度には「起業支援型地域雇用創造事業」(起業後10年以内の事業者を対象とする)、平成26年度には「地域人づくり事業」(雇用拡大プロセスと処遇改善プロセスの2種類)という新たな事業が追加実施されています。

このように、国の事業の枠組みや目的等の変化が大きく、評価が難しい面もありますが、より適切な評価となるよう、区独自の視点からの評価や定性的な評価について、今後も検討していきます。

## 〈No.83〉 特別区民税、都民税徴収整理事務

事業の目的・目標	<p>○税の公平性の観点から納税者に対し、納税に対する意識啓発を促し、納税への理解を得ます。</p> <p>○特別区民税・都民税における納期内納付の基盤を確立します。</p>
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)	<p>○滞納者に対して、督促状や催告書を発行し、納付を促す。</p> <p>○督促等を行っても納付のない場合は、電話交渉、財産調査、差押等により滞納を完納する。</p> <p>○口座振替勧奨の強化、コンビニ収納、携帯電話を利用した決済システムの導入により、徴収確保に努める。</p> <p>○納付センターを活用し、電話による納付案内等を実施する。</p> <p>○納付後の区民税等の管理を適切に行う。</p>

		23年度計画	23年度実績	
指標	活動指標	現年度分の徴收件数	1,066,458件	1,088,467件
		滞納繰越分の徴收件数	37,861件	41,815件
	成果指標	現年度分の調定額に対する徴収額の割合	97.50%	97.92%
		滞納繰越分の調定額に対する徴収額の割合	28.50%	29.04%
事業実績	<p>口座振替勧奨や現年滞納整理の取組による納期内納付の推進、高額滞納者に重点を絞った差押や搜索等の滞納処分に取り組みました。納付センターの電話による催告と、区職員による督促・催告、財産調査、差押等を実施することで滞納の解消を図りました。その結果、徴収率は現年度分及び滞納繰越分ともに前年度を上回り、区民税全体では5年ぶりに上昇しました。</p>			

### 【所管による自己評価】

評価と課題	<p>高額滞納者を重点に差押や搜索など積極的に行いました。特に、差押不動産については、インターネットを活用して、3物件を公売し、約7,300万円の収入を得ることができ、平成23年度の行政機関の不動産部門の落札価格全国1位となりました。また、効果的な滞納整理や口座振替の勧奨架電の実施等を行い、徴収率の向上を図ることができました。今後も引き続き、区民税の確実な徴収、滞納整理の強化を図り、徴収率の向上を図ります。</p>
-------	---

改善・見直しの方向（中長期）	今後の方向性（見直しの視点）	I 事業の方向性	<input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 廃止
		II 事業の改善	<input type="radio"/> 事業内容の変更 <input checked="" type="radio"/> 実施方法の変更
<p>・税負担の公平性及び区税収入の確保を図るために、区民税を確実に徴収するための対策を堅実に実施していきます。そのために、あらゆる機会を活用して口座振替の勧奨を行い、口座登録者数の一割増を目指します。また、文書催告や納付センターからの電話催告を効率的かつ効果的に実施して、納期内納税を推進します。さらに将来を見据え、クレジット収納やペイジーなどの電子収納の検討を進め、納付し易い環境を整備します。</p> <p>・滞納整理の強化による未納税金の解消も図っていきます。電子化された賦課資料を活用して効率的に財産調査を行い、滞納整理の早期着手を図ります。また、滞納処分の強化として差押えや搜索等の件数に対する目標管理や高額案件に対する個別の整理方針をより一層実施していきます。</p> <p>・区民税の確実な徴収や未納税金の解消を図るために、納税意欲の高揚にも積極的に取り組みます。税を考える週間事業「納税街頭キャンペーン」や区制80周年事業「区民税に関するロビー展示(仮)」を実施し、広く区民に税の仕組みについて周知を図ります。また、広報すぎなみやJcomで滞納整理についての特集記事を掲載します。また、不利益処分への理由付記などの地方税における行政手続法の適用を行うなかで、納税者の立場に立った適正な事務執行を行います。</p> <p>・平成24年度には納付センター業務委託に係るプロポーザルを実施します。今回のプロポーザル実施で民間事業者からの新たな提案内容に基づき、徴収率向上につながる手法を導入します。</p>			

## 【外部評価】

今後の方向性 (見直しの視点)	I 事業の方向性	<input checked="" type="radio"/> 拡 充 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 縮 小 <input type="radio"/> 廃 止
	II 事業の改善	<input type="radio"/> 事業内容の変更 <input checked="" type="radio"/> 実施方法の変更
事業内容への評価	<p>国から地方への税源移譲が進むことにより、自治体における税の徴収能力の向上は一層求められることになる。評価表に示されるとおり、成果指標は前年度から向上しており、事業活動の成果と認められるが、今後も徴税執行の環境は厳しいものであると予想されるので、一層の取組強化が期待される。</p> <p>既存制度の下で実施可能な、徴収率を向上させるいくつかの諸施策が実行されているが、国保年金課等の他部署や他官庁との情報連携を含め、徴税技術の向上と教育が引き続き必要であると考えられる。</p>	
評価表の記入方法 などについての 評価	<p>既定の様式による評価であるため、成果指標の追加は難しいかもしれないが、成果指標(2)「滞納繰越分の調定額に対する徴収額の割合」に記載されている金額ベースの指標とともに、件数ベースでの指標もあると、小口案件を含めた納税勧奨活動の指標として有用ではなかろうか。徴収事務の効率性を図る指標とともに、納税者個々人に対するアプローチも重要であると思われる。</p> <p>同様に、無財産等で執行停止となり徴収不能となる金額、件数などの情報も有用と考えられる。</p>	

## 【外部評価に対する所管の対処方針】

・区財政の根幹である特別区民税の安定的な収入確保をめざして、給与支払者に対する特別徴収義務者の指定の強化や滞納処分早期着手による徴収強化によって、今後も徴収率の向上に取り組めます。また、国民健康保険料との重複滞納者へは、定期的な対策会議の開催のほか、差押や搜索等の滞納処分を合同で実施するなど、他部署等との連携強化を図ります。

・活動指標や成果指標については、より効率的に滞納整理を実施できるように、外部評価の指摘も踏まえ、今後納税・課税両課で協議、検討し精査していきます。

## 【外部評価に対する所管の対処結果】

・給与所得に係る特別徴収の一層の推進を図るため、給与支払報告書提出において徴収方法を普通徴収とした事業主宛に特別徴収へ切り替えるよう勧奨文書を送付(事業主数110)しました。

・平成25年9月から平成25年度第1期分の滞納者の財産調査等に着手し、滞納整理を行うことで徴収率の向上に努め、一定の成果をあげました。

・国民健康保険料との重複滞納者の破産、競売、強制競売事件等221件について情報共有を行い、該当者について交付要求を実施しました。また、この情報共有についてはシステム化を行い、国保年金課だけではなく課税課(特別徴収、軽自動車税)、介護保険課とも情報連携を開始しました。

・活動指標及び成果指標については、当該事業が区財政の根幹である特別区民税の安定的な収入確保を図るため、納税者に賦課されている税の100%納期内納入を目指すものであることから、現時点では活動指標に収納件数、成果指標に収納率を用いています。ご指摘を頂いている件数ベースの成果指標については、引き続き納税・課税両課で協議、検討していきます。

## 〈No.94〉 商店街振興対策

事業の目的・目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「物資・サービスの供給」に加え、「地域住民の憩いの場」、「地域コミュニティの形成の場」としての商店街づくり</li> <li>○区内商店街組合等の振興・組織的活動の強化及び区内事業所の経営改善</li> <li>○緊急経済対策としての地域経済の活性化、区内消費の促進</li> </ul>
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○商店会等が取組むイベント事業助成</li> <li>○商店街マップ作成・情報化推進等事業助成</li> <li>○商店街アドバイザー派遣</li> <li>○プレミアム付商品券発行助成 ほか</li> </ul>

		23年度計画	23年度実績	
指標	活動指標	イベント補助金交付商店会数	86件	80件
		ホームページ開設補助交付商店会数	3件	3件
	成果指標	イベント開催件数	102件	95件
		ホームページ保有区内商店会数	35件	35件
事業実績	<p>商店街イベントは、東日本大震災直後に自粛した商店街がありましたが、ほとんどは復興支援を掲げ、商店街と被災地双方を盛り上げる取組として例年並の実績を維持しました。地域経済交流事業補助についても、被災地の物販等を支援する全事業を補助することとしたため、前年度を上回る9件が補助対象となりました。また、引き続きプレミアム付区内共通商品券の発行支援を行い、商店街の活性化を図りました。</p>			

### 【所管による自己評価】

評価と課題	<p>イベント事業等の実施により商店街の来街者は一時的に増加し、地域住民との交流の上でも一定の効果を上げています。このような効果が一過性のものにならず、恒常的な商店街の活性化につながる取組が今後の課題です。</p> <p>また、プレミアム付区内共通商品券発行支援については、緊急経済対策として短期間に区内消費を喚起する効果が考えられます。一方、持続的な経済循環の創出の観点からは、発行継続を慎重に検討します。</p>
-------	--

改善・見直しの方向（中長期）	今後の方向性（見直しの視点）	I 事業の方向性	<input type="radio"/> 拡 充 <input checked="" type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 縮 小 <input type="radio"/> 廃 止
		II 事業の改善	<input type="radio"/> 事業内容の変更 <input checked="" type="radio"/> 実施方法の変更
<p>景気の低迷や、大型店・チェーン店の参入、高齢化と後継者不足、消費の多様化など、商店街を取り巻く環境は一層厳しさを増していくことが考えられます。一方、震災後、地域コミュニティの重要性が見直される中で、商店街がこれまでも担ってきた、環境・福祉・教育などの様々な地域活動が注目されています。今後は、区内の様々な地域特性を踏まえた商店街活動を支援し、区民の日常生活を支えるとともに、単なる「物資・サービスの供給者」にとどまらない「地域住民の憩いの場」、「地域コミュニティの形成の場」としての、商店街づくりを促進します。</p>			

## 【外部評価】

今後の方向性 (見直しの視点)	I 事業の方向性	○ 拡 充      ● 現状維持      ○ 縮 小      ○ 廃 止
	II 事業の改善	○ 事業内容の変更      ● 実施方法の変更
事業内容への評価	<p>商店街の活性化と利便性向上は、杉並区総合計画にある「産業振興」とともに、「住宅都市としての魅力的でにぎわいのあるまちづくり」の中心施策となるものである。消費低迷の現下の経済環境と限られた予算の中で、新たな施策を立案する一方、継続する施策を選別し効率化が求められる事業である。但し、短期的施策だけでなく中期的事業にも対応できる継続性(予見性)も必要である。</p> <p>見直しの方向としては、企画型のアドバイザー派遣に加え、事業者からの提案を吸い上げる施策も新たに実施されているので、今後の成果が期待される。</p> <p>助成金の給付については、公正性や東京都の補助事業との整合性を図りながら、使い勝手の良い助成金制度の観点から、サポート体制も含め充実、工夫を継続されたい。</p>	
評価表の記入方法 などについての 評価	<p>各施策の経済効果や、「地域住民の憩いの場」「地域コミュニティの形成の場」といった商店街の持つ心理的な効用については、その効果を具体的な数値で測定しづらいことから、成果指標の選択や示し方、読み方に難しさを感じる。</p> <p>事業内容としては、「プレミアム付商品券発行費補助」費と「イベント事業補助」費がほぼ同額で、両者で事業費の96%を占めている。難しいかもしれないが、「プレミアム付商品券発行費補助」事業に関する成果指標も示されると望ましい。</p>	

## 【外部評価に対する所管の対処方針】

中長期的な観点から、地域経済の活性化を目指し、実効性の高い様々な企画を柔軟に支援できる仕組みを、以下の考えに基づいて構築します。

- 「なみすけ商品券発行支援」など、「全区的・画一的」な方策を転換し、個性豊かなまちづくりに資する「地域特性にあった多面的」な商店街振興事業を支援します。
- 挑戦意欲のある商店街・事業者による「実効性の高い」事業を支援します。
- アイデアと実行力のある人材を確保するため、企業・NPOなど「外部人材」の積極的な参加を促進します。

なお、助成制度については、国や都の制度活用による「財源確保」の観点と、区単独制度による「柔軟性」の観点とのバランスに配慮しながら適切な運用を図ります。

指標については、事業活動とその成果が1対1で相対する性格ではないため、次善の策として現行を維持し、より適切な指標が設定できるよう引き続き検討します。

## 【外部評価に対する所管の対処結果】

対処方針に基づき、実行性の高い様々な企画を柔軟に支援できる仕組みの構築を目指し、「全区的・画一的」な支援から、地域や個々の商店街の特性にあった複合的な支援への転換として、新たに「チャレンジ商店街支援プログラム」に以下のとおり取り組みました。

- 挑戦意欲のある商店街に対しては、商店街自らが地域の特性を踏まえ企画・実施する「地域特性にあった商店街支援事業(25年度実績3件)」を実施しました。また、平成24年度から、若手事業者等の意欲的でアイデアのある商店街活性化事業に対し、「商店街若手支援事業(25年度実績1件)」を実施しました。
- 意欲はあるものの、アイデアや実行力の不足する商店街に対しては、アドバイザー派遣や民間企業・NPO等の外部人材による「チャレンジ商店街サポート事業(25年度実績5件)」を実施しました。

なお、助成制度については、国や都の補助制度を活用するための周知や申請の際の支援を行うとともに、区単独の補助事業として上記の事業を実施し、財源確保と柔軟性とのバランスに配慮した商店街支援策を構築しました。

指標については、見直しを行い、平成25年度評価からより事業活動に則した指標としました。



## 〈No.228〉 大規模災害見舞金・弔慰金の支給及び資金貸付

事業の目的・目標	<p>○被災者の遺族に災害弔慰金を支給し弔意を表します。</p> <p>○障害を受けた被災者に障害見舞金を支給し生活の安定を図ります。</p> <p>○住居、家財に被害を受けた世帯主への貸付で生活安定を図ります。</p>
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)	<p>○自然災害(災害救助法等が適用された場合)で死亡した区民に災害弔慰金を支給する。</p> <p>○上記の災害で負傷(疾病を含む)した区民に災害障害見舞金を支給するとともに、住居、家財に被害を受けた世帯主に災害援護資金の貸付を行う。</p> <p>○平成23年度東北地方太平洋沖地震による住宅被害世帯に対し、生活再建支援金を給付する。</p>

		23年度計画	23年度実績	
指標	活動指標	災害援護資金新規貸付数	10件	3件
		災害弔慰金及び障害見舞金の受給者数	0	0
	成果指標	(代)災害援護資金新規貸付数	10件	3件
事業実績状況		平成17年水害の際に災害援護資金を貸し付けた被災者については、償還業務を行うとともに利子補給を行っています。平成23年東日本大震災の区内被災者については、半壊以上の住宅被害3世帯に対して災害援護資金の貸付を行いました。また、半壊以上の住宅被害があった16世帯に対し、住宅改修費用等の一部を支援する生活再建支援金を給付しました。		

### 【所管による自己評価】

評価と課題	杉並区は平成17年の水害の際に行った災害援護資金貸付の経験を活かし、東日本大震災に伴う災害援護資金の貸付を順調に行うことができました。申込期間が平成30年3月31日までであるため、今後の貸付相談に対しても滞りなく対応できるようにマニュアル等を作成し確実に引継ぎが行える体制を整備します。
-------	---

改善・見直しの方向 (中長期)	今後の方向性 (見直しの視点)	I 事業の方向性	<input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> 現状維持 <input checked="" type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 廃止
		II 事業の改善	<input checked="" type="radio"/> 事業内容の変更 <input type="radio"/> 実施方法の変更
	平成23年度東北地方太平洋沖地震による住宅被害世帯に対する生活再建支援事業は平成23年度で終了しました。しかし、災害援護資金貸付に関しては縮小傾向にあります。平成30年3月31日まで申込期間があるため、予算措置を含め被災者の要望に沿えるよう準備が必要です。また、現在3件の災害援護資金貸付を行っています。据置期間6年償還期間7年で合計13年間と長期に渡る債権管理を行うこととなります。そのため、据置期間終了後、償還が順調に開始できるようにマニュアルの整備と引継ぎが必要となります。		

## 【外部評価】

今後の方向性 (見直しの視点)	I 事業の方向性	<input type="radio"/> 拡 充 <input type="radio"/> 現状維持 <input checked="" type="radio"/> 縮 小 <input type="radio"/> 廃 止
	II 事業の改善	<input checked="" type="radio"/> 事業内容の変更 <input type="radio"/> 実施方法の変更
事業内容への評価	<p>災害援護資金の新規貸付及び東日本大震災の住宅被害世帯への生活再建支援金の給付は的確な事務運営であるが、対象者全員に交付されたのか不明である。また、震災の被害の程度に応じて貸付と支援金に区分されるが、貸付は償還されねばならず、支援金給付に比して厚い支援になっているかがこの情報では判断できない。</p>	
評価表の記入方法などについての評価	<p>平成17年の水害被害者への貸付があるため職員が張り付いている算定となっていると思われる、新規貸付と給付以外に貸付件数(未償還分)を活動指標にしたほうが事業費と指標の関係が理解しやすいと思われる。</p>	

## 【外部評価に対する所管の対処方針】

- 水害や地震による家屋等の被害については、調査依頼に基づき区が現地調査し、被災者や被害状況を把握しているため、災害援護資金、生活再建支援金ともに、対象となる世帯に対しては個別に連絡し、借受の意志や支給対象となるか、について確認をしています。
- 返還が必要となる災害援護資金については、生活再建支援金支給対象外であっても、他の震災関連費用として貸し付けることが可能となっています。同資金の借受人は、震災後1年以上が経過し、雨漏りを修理する際に被災状況が判明した1世帯を除き、期限内に申請のあった全世帯が生活再建支援金の交付も受けており、被災者に厚い支援体制が取られていると考えています。
- 活動指標については、ご指摘のとおり、新規を含む貸付(償還)件数に変更します。

## 【外部評価に対する所管の対処結果】

- 活動指標は、平成25年度から新規を含む貸付(償還)件数に変更しました。
- その他については、対処方針に記載した考え方に基づき対応しました。

## 〈No.345〉 予防接種

事業の目的・目標	○ジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎、麻しん、風しん、日本脳炎、結核(以上一類)、インフルエンザ(二類)の疾病の発生及びまん延を防止します。 ○任意予防接種の費用を助成することで、予防接種を受けやすい環境を作り、疾病予防を推進します。
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)	○法令で定められた予防接種を実施する。 ○保護者が予防接種について正しく理解し、接種するよう、普及啓発を行う。 ○一部の任意予防接種に対し、接種費用の助成を行う。

		23年度計画	23年度実績	
指標	活動指標	一類予防接種の接種件数	61,937件	61,232件
		二類予防接種の接種件数	61,610件	53,871件
	成果指標	1歳6か月児健診受診者の麻しん、麻しん風しん混合予防接種の接種率	95.0%	88.4%
		(代)一類予防接種の接種率	90.0%	90.1%
事業実績	平成23年4月より、1歳から就学前の小児に対する水痘、おたふくかぜワクチンの費用の一部助成を実施しました。 平成23年5月から予防接種法施行令の改正により日本脳炎予防接種の対象年齢が20歳未満まで拡大され、さらに麻しん風しんの予防接種はMR4期の対象に平成23年度のみ高校2年生が追加となりました。 また、ワクチンの供給量不足により、高齢者肺炎球菌予防接種の接種期間を1か月間、子宮頸がん予防ワクチンの予防接種は1年間延長しました。			

### 【所管による自己評価】

評価と課題	近年、ワクチンで防げる病気は可能な限り防ごうという考えが世界標準になってきています。そのため日本においても予防接種の制度変更の検討が行われています。杉並区では国の制度変更に先がけて、任意予防接種への費用助成を行っています。財政的な負担は大きく、支出額及び事務量が大幅に増加しています。予防接種システムの導入により事務の効率化を図っていきます。
-------	---

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業の方向性	<input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 廃止
		II 事業の改善	<input type="radio"/> 事業内容の変更 <input checked="" type="radio"/> 実施方法の変更
予防接種法政省令の改正が今後も頻繁に行われることが予想され、事務処理がより複雑になるとともに、対象者の把握が重要となってきます。このような動きに対応するため、予防接種システムを導入し、未接種者への勧奨を行うことで接種率の向上を目指し、感染症の発生予防とまん延防止を図ります。また、システム化することにより、委託料計算や各種統計等の事務処理の改善が見込まれます。さらに区民からの接種歴照会への対応が改善され、サービス向上となります。			

## 【外部評価】

今後の方向性 (見直しの視点)	I 事業の方向性	<input type="radio"/> 拡 充 <input checked="" type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 縮 小 <input type="radio"/> 廃 止
	II 事業の改善	<input type="radio"/> 事業内容の変更 <input checked="" type="radio"/> 実施方法の変更
事業内容への評価	<p>疾病予防に予防接種は有用であるが、平成22年度からの事業費の増加は任意予防接種に対する費用助成によるものである。この点からすると、任意予防接種が潜在的対象者のどれくらいに対し実施されていて、助成を受けたのは何%かの把握が公正性と有効性の見地から必要である。</p>	
評価表の記入方法などについての評価	<p>任意予防接種の費用が事業費の半分程度占めているため、単位あたりコストを事業費÷一類予防接種件数で算定するのは誤差が大きく、実際単価の大幅増の結果を示している。しかし、これは実態を反映していないので重みづけ接種件数などで改訂する必要がある。</p>	

## 【外部評価に対する所管の対処方針】

○ 事業内容への評価について

予防接種業務は紙による台帳管理を行っているため、任意予防接種の費用助成事業については一部を除き、対象者に対する助成割合(接種率)などを把握することが困難となっています。

現在、平成25年2月稼働を目指して予防接種システムの準備を進めており、接種記録のシステム化により、接種時の年齢を統計処理することで様々な接種率を出すことが可能となります。今後、予防接種業務の大幅な事務改善とともに、各種データの分析により、効果的な予防接種事業を行うことができると考えています。

○ 評価表の記入方法等について

単位あたりコストについては、次回の評価表からご指摘のとおりに変更します。

そのため、活動指標の接種件数については、「法定接種(一類と二類)と任意接種を含めた全ての接種件数」とします。

## 【外部評価に対する所管の対処結果】

○ 事業内容への評価について

平成25年2月から予防接種システムの運用を開始し、区民各自の接種履歴の確実な把握に努め、個別の問合せにも迅速な対応が図られてきています。しかしながら、従前の任意予防接種履歴の殆どは把握することはできません。また、現在全体の予防接種件数のうち約9割が定期予防接種となっているので、任意予防接種のみの助成率等を把握することが、必ずしも公正性、有効性の判断に繋がるかの蓋然性は不明と思われるので、定期予防接種を中心とした評価が妥当であると考えます。

○ 評価表の記入方法等について

予防接種の殆どが定期予防接種となったことから、引き続き定期予防接種件数を活動指標とし、一類(A類)予防接種件数から単位あたりコストを算出しました。

## 〈No.374〉 区営住宅の提供

事業の目的・目標	○区営住宅の維持管理業務を適切に行い、区民が安心して、かつ快適に地域で暮らし続けられるようにする。
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)	○区営住宅の入居者管理に関する事務を行う。 ○区営住宅の維持管理に関する事務を行う。 ○都営住宅の移管を受け、区営住宅として入居者管理及び維持管理に関する事務を行う。

		23年度計画	23年度実績	
指標	活動指標	管理戸数	850戸	850戸
		使用料収納額	321,684千円	303,097千円
	成果指標	入居者数	1,869人	1,797人
		住宅使用料収納率	100%	93%
事業実績	<p>○平成21年7月の入居者募集から1階を高齢者・障害者専用住戸とし、ひとり親世帯、多子世帯等に定期使用で優遇抽せんを実施する等の困窮状況に応じた住宅提供を実施しています。</p> <p>○居住環境の向上を図るため、空き家修繕時に浴槽のない住戸に加齢対応型浴槽等を設置しています。</p> <p>○1階住戸を高齢者・障害者専用としているため、空き家修繕時に室内の段差の軽減等のバリアフリー化を実施しています。</p>			

### 【所管による自己評価】

評価と課題	<p>高齢者・障害者専用住戸の設定やひとり親世帯、多子世帯への定期使用での優遇抽せんを実施することにより、入居に特に配慮が必要な低所得の区民が早期に区営住宅に入居できるよう支援しました。</p> <p>課題としましては、建物の維持管理面において、昭和40年代後半に建築された住宅を始め老朽化が進んでいくため、修繕費が増大していくことが予想され、長期的な修繕計画を策定し、費用の分散化と建物の長寿命化を図っていくことです。</p>
-------	--

改善・見直しの方向 (中長期)	今後の方向性 (見直しの視点)	I 事業の方向性	○ 拡 充    ● 現状維持    ○ 縮 小    ○ 廃 止
	I 事業の方向性	II 事業の改善	○ 事業内容の変更    ○ 実施方法の変更
<p>使用料を滞納している入居者に対して、効果的な滞納整理を進めていくため課税部門との連携が可能な検討を進めていきます。</p> <p>昭和40年代後半に建築された区営住宅を始め、建物の老朽化が進んでいきますので、長寿命化計画を策定し、効率的に修繕を進めていきます。</p>			

## 【外部評価】

今後の方向性 (見直しの視点)	I 事業の方向性	○ 拡 充      ● 現状維持      ○ 縮 小      ○ 廃 止
	II 事業の改善	○ 事業内容の変更      ● 実施方法の変更
事業内容への評価	<p>○平成19年度には98%超あった収納率が年々減少してきている理由はどこにあるのかを明確にしたうえで、それに対応した適切な収納／滞納整理方法を検討していく必要がある。</p> <p>○優遇抽選を実施する以前と比較して、入居に特に配慮が必要な低所得の区民への入居支援が効果を挙げていると評価できる根拠はどこにあるのか具体的に示されると良い。</p>	
評価表の記入方法などについての評価	<p>自治会活動に支障が生じてきているという課題認識に対する改善・見直しの方向が示されていない。</p>	

## 【外部評価に対する所管の対処方針】

○リーマン・ショック以降の日本経済の悪化を受けて、低所得者層が多く入居する区営住宅では使用料収納率が減少しています。滞納を長期化させないように、滞納者を短期・中期・長期の3タイプに分類し、下記のとおり状況に応じたきめ細かい納入指導を実施しています。併せて、納税部門で実施している収納専門業者への委託について検討を進めていきます。

①滞納月数3か月未満の短期滞納者に対しては、納入期限後1か月が経過した時点で電話督促を行い、納付勧奨を行っています。

②滞納月数3か月以上12か月未満の中期滞納者に対しては、来庁相談を促し、納入誓約書を提出させ、随時、電話・臨戸訪問等を行い、誓約履行の促進に努めています。

③滞納月数12か月以上の長期滞納者に対しては、納入指導に応じない、納入誓約書を提出しない、誓約を履行しない等の法的措置以外に滞納整理が困難と認められる者に対し、訴訟提起の検討を行います。

○平成19年度から実施している優遇抽選により平成19年度から平成23年度までの入居者95世帯のうち46世帯が優遇抽選で入居しています。

○入居者の高齢化に伴い自治会活動のうち区営住宅敷地内の清掃・除草等の実施が困難になっています。状況に応じ、自治会に対してシルバー人材センターや障害者雇用促進団体等の事業や連絡先等を紹介しています。

## 【外部評価に対する所管の対処結果】

○滞納者の状況に応じたきめ細かい納入指導を実施した結果、区営住宅使用料の収納率は、平成24年度の93.3%から平成24年度に95.4%、平成25年度に97.0%と改善しています。また、内閣府の主催する公金債権回収業務の法務研修に参加して、業務に精通する弁護士等から情報収集を行い、支払督促等の法的措置について業務委託の導入を検討します。

○ひとり親世帯・多子世帯等の定期使用を併用した優遇抽選を引き続き継続するほか、高齢者・障害者世帯向けの1階住戸について募集の際にスロープの有無等を明記し、より住宅の困窮状況に応じた応募が可能となるように配慮しました。

○入居者が負担する区営住宅の清掃・除草等の維持・管理について事業者を紹介するほか、高齢化や駐車場の貸し出しなど区営住宅施設の有効活用の状況に応じて、入居者負担を軽減する措置を平成26年度から実施します。

## 〈No.392〉 有料制自転車駐車場の運営

事業の目的・目標	自転車利用者を有料制自転車駐車場に誘導、収容し、放置自転車を防止することにより、区民の良好な生活環境の向上に資する。
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)	○(社)杉並区シルバー人材センター、民間事業者、及びNPOに委託して有料制自転車駐車場を運営する。 ○自転車駐車場の維持管理や保守警備委託を行う。

		23年度計画	23年度実績	
指標	活動指標	区立自転車駐車場収容可能台数	25,328台	25,228台
		自転車駐車場利用率(平日の晴天日における年間駐車台数÷収容可能台数)	85.0%	80.6%
	成果指標	自転車放置率	5.0%	6.0%
事業実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方南町東自転車駐車場では、施設改修にあわせ買い物客の放置自転車対策として、機械式ラックを導入し、1時間無料とすることで買い物時に利用しやすい自転車駐車場としました。</li> <li>・新高円寺地下自転車駐車場では、2台の券売機を設置し、利用者の利便性の向上を図りました。</li> <li>・荻窪北第一自転車駐車場などでは、一部ラックを撤去し、大型自転車などの駐車スペースを増やしました。</li> </ul>			

### 【所管による自己評価】

評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○有料制自転車駐車場の整備に伴い、放置率、放置自転車数は激減しています。</li> <li>○平日夕方や休日等に買い物客により放置自転車が多くなる状況があるため、短時間でも有料制自転車駐車場を利用するように自転車を誘導していくことが課題となっています。</li> <li>○施設や設備の老朽化により利用者の安全で快適な利用が妨げられることがないように、計画的に改修を進めます。</li> </ul>
-------	--

改善・見直しの方向 (中長期)	今後の方向性 (見直しの視点)	I 事業の方向性	<input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 廃止
		II 事業の改善	<input checked="" type="radio"/> 事業内容の変更 <input type="radio"/> 実施方法の変更
	○効率的な有料制自転車駐車場の運営していくためには、民営化によるコスト削減やサービスの向上などを引き続き検討していきます。また、きめ細かい駐車料金を設定し、利用者のニーズに応じていきます。 ○老朽化した施設は改修時に、買い物客対策として時間管理のできる電磁ラック化や子ども二人乗せ自転車、電動自転車など自転車の大型化に対応した専用スペースを確保するなど、利用者が利用しやすい施設となるよう計画的に改修していきます。		

## 【外部評価】

今後の方向性 (見直しの視点)	I 事業の方向性	○ 拡 充      ● 現状維持      ○ 縮 小      ○ 廃 止
	II 事業の改善	○ 事業内容の変更      ● 実施方法の変更
事業内容への評価	<p>○自転車放置率は大きく改善しており、放置自転車対策としては大きな効果を上げているといえる。</p> <p>○以前に民間事業化提案制度のもとで実施した民営化の試みはどのようになったのか。その検証を踏まえて効率的で質の高い自転車駐車場のあり方を早急に検討すべきではないか。</p> <p>○自転車放置台数としては民間駐車場も含めた駅周辺の数を調査しているようだが、利用率についても区営のものだけでなく民営のものも含めて把握すべきではないか。</p>	
評価表の記入方法などについての評価	<p>改善・見直しの方向に示されている2つの点はいずれも拡充・事業内容の変更というよりは、現状の延長線上において実施方法を創意工夫していく内容のように思われる。</p>	

## 【外部評価に対する所管の対処方針】

○平成21年4月から民間事業化提案制度に基づき、NPO法人によってバイパーク東高円寺を運営しています。契約最終年度である平成25年度は、毎年実施してきた履行評価(モニタリング)をもとに効率的で利用者の満足度の高い自転車駐車場のあり方を検討します。

○活動指標においては、収入支出のある区立自転車駐車場のみを対象としているため、民間駐車場の利用率は反映しておりませんが、区内自転車駐車場の整備・運営にあたっては、放置台数や民間の利用状況等も勘案し、進めております。

○見直しの方向として示した内容は、民営化の検討は「実施方法の変更」、改修時の電磁ラック化や大型自転車に対応した専用スペース確保などは「事業内容の変更」に該当します。現在の評価表ではどちらか一つを選ぶ様式となっているため、今後、杉並区自転車利用総合計画(計画年:25～33年度)にもとづき、老朽化した施設の改修や有料制自転車駐車場の不足駅周辺での増設、買い物客等一時利用者対策を進めていくことから、「事業内容の変更」としました。

## 【外部評価に対する所管の対処結果】

○「バイパーク東高円寺」では、使用料について、多様な支払方法や無料時間を設定するなど区民ニーズを反映したサービスの提供をしており、区が実施しているモニタリング及び利用者アンケートの結果は良好でした。また、収容台数の変更や管理人の配置時間の見直しにより収支が改善され、契約に基づき収益還元金が区へ納付されました。さらに、東高円寺地区における放置自転車への警告札の貼付や放置自転車クリーンキャンペーン等の啓発活動により駅周辺の放置自転車が大幅に減少しました。

上記の評価結果から、平成26年4月1日以降についても運営事業者と改めて契約をすることとしました。また、自転車駐車場の民営化について、今後も検討していきます。

○大型自転車等に対応した専用スペース確保などについては、平成25年度に「荻窪西第一駐車場」の拡張や「桜上水北駐車場」及び「浜田山第二駐車場」における駐車ラックの一部撤去により、大型自転車や障害者が利用しやすい駐車スペースを拡充しました。



## 〈事務事業467〉学校の支援

事業の目的・目標	<p>○学校サポーター：学校支援者の力を活用し、教育の質の向上を図る。</p> <p>○地域のボランティアへの連絡・日程等の調整などを学校支援本部が担うことで、教師が児童・生徒の指導に専念できる環境を確立する</p> <p>○PTA活動の推進：PTA活動の円滑な運営を図る。ピーポくん110番は、地域で子どもたちを危険から守る体制を作り、防犯意識の向上、地域の安全の確保を図る。</p>
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)	<p>○地域の方々が知識・経験等を活かし、学校サポーターとして学校の求めに応じて授業等を支え、その学校サポーターや外部講師の確保など学校と地域間の調整を地域コーディネーターが行う。</p> <p>○学校支援本部の組織体制を確立するため、情報提供・相談などを行い運営を支援する。</p> <p>○学校を舞台に、地域の力を活用して児童・生徒に学習・スポーツや交流活動等の機会を提供するため、土曜日学校、放課後子ども教室を行う。</p> <p>○PTA役員・委員の研修会等を実施し、PTA活動を支援する。</p>

			23年度計画	23年度実績
指標	活動指標	学校サポーター登録者数	1,000人	707人
		学校支援本部設置校数	66校	66校
	成果指標	学校サポーター活動回数	5,000回	4,529回
事業実績	<p>地域と協働する学校づくりに向けて、平成22年度に全校設置された学校支援本部活動を支援することにより、学校と地域の連携体制の構築を推進し、子どもたちの豊かな教育活動につなげています。また、学校サポーターを配置することにより地域人材の経験、知識、能力を活用しながら地域全体で子どもを育て、さらに土曜日学校・放課後子ども教室活動を通して、子どもの学びや遊びの場を提供し安全な居場所づくりを支えています。</p>			

### 【所管による自己評価】

評価と課題	<p>学校支援本部が全校設置となり、地域コーディネーターも設置され、組織的な学校支援により地域に開かれた学校づくりが進みました。今後は、土曜日学校、放課後子ども教室も含め、学校サポーター制度など個別に実施していたものを学校支援本部を中心とした組織的な対応が図れるようにする必要があります。また、学校間で活動内容に差があるため、各分区連絡学習会や経験別コーディネーター研修会を開催するなど多様な支援を行っていきます。</p>
-------	---

改善・見直しの方向（中長期）	今後の方向性（見直しの視点）	I 事業の方向性	○ 拡 充    ● 現状維持    ○ 縮 小    ○ 廃 止
		II 事業の改善	○ 事業内容の変更                      ○ 実施方法の変更
	<p>学校支援本部が全校で設置されたことにより、今後は、土曜日学校、放課後子ども教室も学校支援本部の一組織として協力、連携しながら、教育活動を充実させていくことが求められています。そのためには、今まで以上に学校支援本部の組織基盤の強化が必要となるため、「学校支援本部運営委員会」で関係者と協議しながら情報共有、相談業務、他の学校支援本部とのネットワーク作り、地域人材の発掘とともに、地域コーディネーターの人材育成研修機能を充実します。このことにより、地域に開かれ、地域に支えられる学校づくりを実現し、教育活動の充実が図られます。また、学校と地域の連携を深めていくことで、より多様な人材が地域の子どものために生き生きと活動できる場が拡大し、大人と子供が共に支えあい学びの成果が循環するまちづくりを実現していきます。</p>		

## 【外部評価】

今後の方向性 (見直しの視点)	I 事業の方向性	○ 拡 充      ● 現状維持      ○ 縮 小      ○ 廃 止
	II 事業の改善	● 事業内容の変更      ○ 実施方法の変更
事業内容への評価	<p>○事業の目的 ・「学校の支援」の目的は、「地域住民、保護者等の学校運営への参画を促し、学校支援本部の取組を支援する」ではないか。評価表に記載の内容はそのための手段であり、細事務事業として当該事務事業を構成している内容。</p> <p>○指標 ・活動指標の「学校サポーター登録者数」は初期の成果指標として、学校サポーター登録者を増やす活動を測る指標を活動指標として設定することで、当該年度の活動が明確になる。また、学校サポーター登録者数の地域間のバランスをみるうえで、「学校サポーター登録者一人当たりの生徒数」も有効。 ・評価表の活動内容から、土曜日学校・放課後子ども教室参加者数も成果指標とすべき。</p> <p>○評価 ・学校サポーター制度、学校支援本部の設置等、地域の方々の力を活かし、学校(子供たち)を支える仕組みが、平成22年度までに区全体で整備されたことは評価できるが、平成23年度事業としての成果が見えない。 ・活動指標として挙げられている「学校サポーター登録者数」は平成22年度比△178人、成果指標の「学校サポーター活動回数」は前年度比△374回。計画に対しても未達である。学校サポーター登録者数は平成21年度から年々減少しているが、サポーターを増やすために平成23年度にどのような活動が行われたのか不明。 ・コストに関しては、事業の一部が移行していることから、妥当か否かの判断ができない。</p> <p>○改善・見直しの方向 ・個々の地域での人材発掘・育成、学校支援本部のネットワークづくりや情報共有だけでなく、今後は、他地域でも学校サポーター登録を可能にする等、学校・地域ごとというタテ割りから、実質的なヨコ連携の強化が必要ではないか。 ・また、中学生が小学生をサポートする等、地域の子供たち同士のサポート体制を検討してはどうか。</p>	
評価表の記入方法 などについての 評価	<p>・同じ内容(学校支援本部が全校設置、等)が繰り返し記載されているため、内容がわかりにくい。</p> <p>・項目にあった内容を端的に整理するとよい。箇条書きの活用も有効。</p>	

## 【外部評価に対する所管の対処方針】

○事業の目的については、ご指摘のとおり事業全体を総括する内容となるよう、また全般的に内容を見直し簡潔でわかりやすい記載となるよう改めます。

○指標については、学校サポーター個々人で活動回数にばらつきがあるため、成果指標としては土曜日学校・放課後子ども教室参加者数を新たに加えます。

○平成23年度については、学校支援本部は学校教育コーディネーター制度から、地域コーディネーターへの制度の変更に伴い、地域コーディネーターに対する研修会を行いました。また、学校支援本部、放課後子ども教室及び土曜日学校に対する危機管理の意義や実践的な危機管理対応の方法(AED操作も含む)について研修を行いました。

○学校サポーターは、学校自らが人材を探し、直接依頼するものです。近年、学校支援本部の活動が充実することにより、学校の求める要望にきめ細かく対応できる地域人材の学校ボランティアがより活用されるようになりました。学校サポーターの重要性は変わりませんが、ボランティアの充実により、学校サポーター数の減少が直ちに学校支援の低下を意味するものではありません。なお、学校ボランティアについては、大学生ボランティアの募集のための大学訪問を継続して実施しており、今後も対象の大学を拡大するなど、募集活動を拡充していきます。

○ご指摘のとおり、地域のヨコの連携強化や子どもたち同士のサポート体制も重要であると考えます。改善・見直しの方向では記載していませんが、ヨコの連携については、学校支援本部の分区連絡学習会やコーディネーター研修で、相互にボランティアに関する情報交換が行われており、また、ホームページの開設などを通じてヨコの情報交換を進めています。子どもたち同士のサポートについては、小中連携教育の一環として、中学生が小学校の学校行事や震災訓練に参加するなどの取組も行われており、今後も引き続き地域交流を進めます。

## 【外部評価に対する所管の対処結果】

○事業の目的は、ご指摘に基づき、「地域住民、保護者等の学校運営への参画を促し、学校支援本部や学校に対する支援を行う各種ボランティアとして学校を支援することにより、子どもたちの教育をさらに豊かなものにする。」としました。

○成果指標に、「土曜日学校・放課後子ども教室参加者数」を追加しました。

○「地域のヨコの連携」については、学校と地域コーディネーターを中心に、地域のボランティアを活用した学校支援の取組が進んでおり、学校支援本部の分区連絡学習会では、コーディネーター相互の情報交換に加え、主幹教諭の参加により支援本部と学校との連携が進んでいます。学校支援本部が自主的な勉強会を開催し、相互に講師やボランティアの紹介を行うなど、活動に広がりを見せており、支援の輪はさらに、地域ボランティア以外にも地域のNPO、企業、新設大学の学生への呼びかけなどを通して広がっています。また、土曜日学校や放課後子ども教室でも、それぞれの実行委員会同士が事業内容の情報交換を行うとともに、課題について意見交換を行いました。

○「子どもたち同士のサポート体制」については、卒業した中学生が母校の小学校で行事支援を行ったり、高校生が後輩の学習支援に協力するなど異世代間の交流体験が増え、ボランティア活動へのきっかけづくりにもつながっています。

## 〈No.535〉 図書館運営

事業の目的・目標	民との協働の推進、地域の課題解決と区民の自立を支援するサービスの充実、レファレンスサービスの充実と利用促進、情報化の推進、子ども読書活動の推進などにより、誰もが本と親しめる環境を整備し、区民の生涯学習と自立を支援する。
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○民との協働による図書館運営の推進、効果的な図書館サービスの提供</li> <li>○地域の課題解決と区民の自立を支援するサービス</li> <li>○図書館システムの運用、インターネットパソコンによる情報発信及び情報提供</li> <li>○図書資料の選定、収集、保存及び廃棄</li> <li>○図書館資料の利用案内、利用相談(レファレンスサービス)</li> <li>○子どもや幅広い世代への読書機会の提供と読書環境の充実</li> </ul>

		23年度計画	23年度実績	
指標	活動指標	蔵書数	2,260,000冊	2,308,919冊
		個人貸出冊数	4,900,000冊	4,778,952冊
	成果指標	区民1人あたりの蔵書数	4.17冊	4.28冊
		区民1人あたりの年間貸出冊数	9.5冊	8.86冊
事業実績	ボランティアによる見守りの協力を得、多目的室等を学校の長期休業期間中の調べ学習室として提供しました。「杉並区図書館を使った調べる学習コンクール」では、区内の子ども達から754点の応募があり、全国大会に出展した25点の作品全てが入選しました。全館で、お話し会や絵本作家による参加型ワークショップ等を積極的に企画・実施したほか、中央図書館では「あかちゃんタイム」を試行し、乳幼児とその保護者へのサービスを拡充しました。			

### 【所管による自己評価】

評価と課題	民間活力の導入により、効率的な運営が進み、サービスの充実が図られました。職員のレファレンスワーク(資料に関する調査・相談を行うこと。)向上の課題に対しては、杉並資料データベースの作成に着手しました。また、地域大学講座や障害者朗読ボランティア講座を実施し、新たなボランティアの育成・獲得に取り組みました。今後は、研修等、新たなボランティアへの継続的な支援のほか、情報化の進展に対応する取組指針を策定します。
-------	--

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業の方向性	<input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 廃止
		II 事業の改善	<input type="radio"/> 事業内容の変更 <input checked="" type="radio"/> 実施方法の変更
	<p>区立図書館14館構想に基づき、高円寺地域に新たな図書館を設置します。</p> <p>新たな基本構想・総合計画や教育ビジョンを策定していく中で、改めて大きな視点から図書館の価値を捉え直し、今後の区立図書館の目指すべきサービスの方向性を考えていく必要があると考え、「(仮称)図書館サービス基本方針」を策定することとしました。この検討結果を踏まえて、「区民に役立つ図書館」にふさわしい運営形態を定めていきます。</p> <p>隔年でボランティア講座を企画し、絶え間のないボランティアの育成に努めるほか、講座修了生に対する研修を実施するなど、継続的な支援に努めます。</p> <p>また、平成24年度中に策定を予定している図書館における情報化取組指針に基づき、ICタグの導入による利用者サービスの拡大、電子書籍等の導入、地域資料のデジタルアーカイブ化などの課題に対応していきます。</p>		

## 【外部評価】

今後の方向性 (見直しの視点)	I 事業の方向性	<input type="radio"/> 拡 充 <input checked="" type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 縮 小 <input type="radio"/> 廃 止
	II 事業の改善	<input checked="" type="radio"/> 事業内容の変更 <input type="radio"/> 実施方法の変更
事業内容への評価	<p>○目的 ・事業の目的は、「誰もが本と親しめる環境を整備し、区民の生涯学習と自立を支援する」であり、「民との協働の～子ども読書活動の推進により」は活動内容。</p> <p>○指標 ・活動指標として挙げられている「蔵書数」は、把握すべきデータではあるが、多ければよいという判断ができない。資料が適切に選定・収集・保存・廃棄されるために実施している業務が活動であり、それを測る指標が活動指標となる。</p> <p>・図書館運営の成果指標は、「区民1人当たりの年間貸出冊数」だけでなく、参加型WSやボランティア講座の参加者数・調べ学習室の利用者数等、本の貸出以外に図書館を利用してもらう取組の成果を測る指標も必要。</p> <p>・図書館利用者のCSも成果指標として設定し、改善につなげるべき。</p> <p>○評価 ・成果指標としている「区民1人当たりの年間貸出冊数」は、計画に対し未達。 ・本の貸出以外の図書館の有効活用の取組はなされているが、実施した内容の成果が見えない。</p> <p>・運営形態は、指定管理者・業務委託等、施設により異なっているが、当該資料だけではその妥当性を判断できない。</p> <p>○改善・見直しの方向 ・駅前図書コーナーの充実などの利用者の声に耳を傾け、区民の視点に立ったフレキシブルな対応が望まれる。</p>	
評価表の記入方法 などについての 評価	<p>・評価に具体的な根拠が示されていないため、評価の適切性を判断できない。</p> <p>・指標等、客観的なデータをもとに、評価を実施することが必要。</p>	

## 【外部評価に対する所管の対処方針】

現在の活動指標である蔵書数及び貸出し冊数は、図書館運営の基本となるデータです。本の貸出以外に図書館を利用していただく取組の成果については、今年度改定する子ども読書活動推進計画の数値目標の中で具体的事業への参加者数を設定しています。

毎年実施している利用者満足度調査においては、9割以上の利用者から現在の図書館サービスに満足しているとの高い評価を得ています。図書館独自に設けた投書箱「わたしの声」などにより、引き続き、積極的に区民意見の聴取に努めていきます。

また、今後は、総合計画・実行計画及び教育ビジョン2012に基づき図書館サービスの充実を図るとともに、現在策定中の「(仮称)図書館サービス基本方針」をこれからの図書館の羅針盤として、望ましい図書館サービスの在り方を検討し、より一層のサービスの充実を努めます。さらに、その検討を踏まえて、事業の目的や、図書館サービスの達成度を把握するための客観的なデータについて整理し、評価を行っていきます。

## 【外部評価に対する所管の対処結果】

事業の目的については、指摘いただいた点を参考に、評価表の記載を修正しました。

平成24年度に改定した「子ども読書活動推進計画」では参加者数や貸出冊数を数値化目標としています。重点的取組としている項目における「乳幼児への支援」等では、事業開始当初、中央図書館のみで行っていた「赤ちゃんタイム」「赤ちゃんお話し会」が現在全館へと広がり、「赤ちゃんタイム」においてはボランティアによる支援も8館で実施されているなど、内容や実施方法の充実を図っています。

平成24年度に策定した「杉並区立図書館サービス基本方針」では10年後の図書館像を描き、その実現に向けて各館で毎年度事業を進めています。平成25年度の実績としては、学校図書館支援として、区立小中学校に学校図書館司書専用カードを発行し利便性向上に努めました。また、すぎなみ地域大学ボランティア養成講座を活用し、「すべての人に読書の楽しみを」というテーマで図書館ボランティア講座を開催したところ、31名が受講し、29名が平成26年度の図書館ボランティアとして登録されました。

更に、外部の人材や地域の専門家を活用した事業として、絵本作家によるワークショップや、人形劇団による中学生・高校生を対象とした演劇ワークショップなどの事業を実施しました。

成果指標については、平成26年度から図書館協議会による経営評価を実施することから、その評価結果も踏まえて、サービスに視点を置いた指標を検討します。

## 財団等経営評価に対する外部評価

<b>団体名</b>	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団	<b>担当部課</b>	教育委員会事務局スポーツ振興課
<b>事業目的</b>	スポーツ振興に関する事業を行うことによって、区民のスポーツ活動の活性化を促進し、健康で潤いのある豊かな暮らしの実現と活力ある地域社会の形成に資すること。	<b>顧客</b>	区内在住、在勤、在学者及び体育施設利用者
<b>事業内容</b>	○スポーツ教室・講座及び各種大会開催 ○スポーツ関係団体育成・支援及び指導者養成 ○スポーツ振興の普及啓発事業の実施		○区から受託するスポーツ及びリクリエーション事業 ○区から受託する施設の管理運営
<b>内部評価 (三次評価)</b>	○高井戸温水プールの休止や震災の影響等による厳しい状況下において、23年度の活動目標は概ね達成され、実績は評価できるものとなっている。これは、ここ数年間の様々な工夫の積み重ねによる成果であると考えられる。引き続き、区民ニーズに応えるための創意工夫を進めていくことを望む。 ○24年度からは、これまでの実績を踏まえ、区の5施設について指定管理者として28年度までの運営を担うこととなった。財団が掲げる事業目的の実現に向け、また、24年4月から公益財団法人に移行したことから、より公益的なスポーツ振興事業を担うため、中長期的な視点から、より踏み込んだ評価検証を行い、より一層サービスの向上に努めていくことが望まれる。		
<b>外部評価</b>			
<b>対経営状況に 評価</b>	高井戸温水プールの指定管理者から外れた影響は施設利用者数には計画・目標時点で想定されているが、財務・経営上の想定は不明であるため、経営分析Ⅰの計画性の指標の判断ができない。前年度の事業収入から高井戸分を除いて算定して比較すべきである。また、区からの委託事業で区の委託収入より支出が多いことが自立性を高めていると二次評価で肯定的に評価されているのは疑問である。適正な委託額であるか、財団側で無駄がなかったかの検証が必要である。利用者アンケートの具体的な活用策についても不明である。		
<b>法など表の 記入 評価方</b>	さざんかネット利用者登録数が減少している理由の記述が必要である。 広報誌の発行回数と部数のデータが経営評価表と事業分析Ⅰで異なる。 顧客に体育施設利用者を含めるのはどうか？		

### 外部評価に対する所管の対処方針

- ① 高井戸の収入分を除いて比較することについて  
ご指摘のように前年度の事業内容と大幅な変更がある場合、単に当該年度と前年度の数値だけでは指標の比較はできないと思います。今後、このような場合の指標の出し方を工夫してまいります。
- ② 自立性について  
指定管理事業においては、区からの受託事業のほか、スポーツ教室、講座などの自主事業を積極的に実施し収入を増やしたり、経費節減などの努力で経常収支も確保していることから自立が進んでいるという評価をしました。
- ③ 利用者アンケートの意見・要望で改善できるものは改善し、検討を要するものは検討しています。改善や検討の結果は、一覧にして、施設内に掲示し、利用者にはフィードバックしています。
- ④ さざんかネット利用者登録者数の減について  
さざんかネットの個人単位の利用者登録者数は減少していますが、団体での登録は増えています(21年度3,986団体、23年度4,332団体)。指標について検討するとともに、引き続き登録者数が増えるよう魅力的な施設づくりや事業の実施に努めてまいります。
- ⑤ 広報誌の発行回数について  
23年度事業計画数を記載する予定でしたが、評価時点である24年度の計画規模を記載してしまいました。記載内容についてのチェックに努めます。
- ⑥ 顧客に施設利用者を含めることについて  
社会体育団体登録では、構成員の3分の2以上を在住・在勤・在学者を要件としています。構成員には区外在住者もいる可能性があるため、これらの方を施設利用者として顧客に含めています。

### 団体の対処結果(平成25年度実施結果)

- 自立性について  
自主事業の拡充で教室参加料の増収を図り、補助金依存度を下げるなど、自立性を高めることができました。
- 利用者アンケートの意見・要望  
利用者からの意見・要望などについては、その結果を踏まえた教室の企画・施設整備などを行うとともに、結果を施設内に掲示して、利用者との共有化を図りました。
- さざんかネット利用者登録者数の減について  
さざんかネット利用者登録者数は微減(23年度12,472人、25年度12,313人)ですが、団体登録者数は微増(23年度4,332団体、25年度4,427団体)となりました。スポーツ・運動を通じた仲間づくりのため、また、利用時の申し込み及び料金で優遇措置があることから、団体登録が増えたと考えられます。  
なお、スポーツ振興財団は、これまでの施設管理を中心とした業務から、誰もが気軽にスポーツできる機会の充実により力を入れていく予定であり、今後、指標についても、その効果が図れる項目となるよう検討していきます。

団体名	社会福祉法人 杉並区社会福祉協議会	担当部課	保健福祉部管理課
事業目的	杉並区における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。	顧客	区民、各種施設・団体
事業内容	<input type="checkbox"/> 法人運営事業 <input type="checkbox"/> ボランティア・地域福祉推進事業 <input type="checkbox"/> 地域福祉権利擁護事業 <input type="checkbox"/> あんしん未来支援事業 <input type="checkbox"/> 住民参加型在宅福祉サービス事業	<input type="checkbox"/> 受託事業 <input type="checkbox"/> 助成事業 <input type="checkbox"/> 貸付事業 <input type="checkbox"/> 歳末たすけあい運動	
内部評価 (三次評価)	<p>○東日本大震災の発災により職員を被災地に派遣するとともに、区と共同でチャリティバザーを開催して復興支援を積極的に行ったこと、及び、業務の効率性やコスト削減に対する事務事業評価を開始したことは評価できる。</p> <p>○区内世帯における核家族化や高齢化の進展により、福祉に対するニーズは多様化しているが、社会福祉協議会が所管している各事業は、このような各課題に関係の深い事業を数多く実施していることから、事業規模の拡大が予想される。今後は、事業の規模や効率性を確認していく意味でも、今後は全事業を対象に事務事業評価を実施し、継続的な事業内容の確認と評価精度の向上を図っていくことが望まれる。</p>		
<b>外部評価</b>			
対経営状況に 評価	<p>・事務事業評価を開始したことは評価できるが、評価結果がどう活用されたかが示されていない。今後は、個々の事業評価にとどまらず、当該事業が法人としてのミッション遂行に寄与しているかを検証し、事業の選択と集中につなげることが必要である。</p> <p>・総職員数が前年度比21名増となっている。これは、地域福祉権利擁護事業の契約件数の増加による支援員の増員等、事業規模の拡大に対応するための増員とのことであるが、他の事業は廃止や規模が縮小しているものもある。また、「区からの受託事業に係る事業費(区からの受託事業に係る人件費を含む)」が102,786千円に対し、「区からの受託事業の人件費」は156,818千円となっており、効率的な人員配置がなされていたか、判断ができない。</p> <p>今後は、単位当たりコストを歳出決算額のみを事業費として捉えて算出し効率性の評価を行うのではなく、すべての事業において、各事業ごとに従事職員の割合を算出し人件費と決算額の合計を事業費と捉えた上で、前年度比や同規模の市区の社会福祉協議会と比較する等、評価精度の向上を図り、評価結果を適正な法人運営に活用されたい。</p> <p>・同種の事業形態、同規模の他団体の経営情報は、組織の改善を図るうえで極めて有効である。人件費の比較にとどまらず、そうした情報を組織内で共有し、改善につなげられたい。</p> <p>・健全性に関しては、個人情報紛失事案への対応を一過性のものとするのではなく、PDCAサイクルを確立し、リスクマネジメントのさらなる強化に努められたい。</p>		
評価 など 表の 記入 方法	<p>・指標として挙げられている「(困りごとへの対応等マイナスイメージの)相談件数」「貸付件数」は、目標値を設定できない指標であり、読み方に注意を要する。成果指標ではなく、参考指標として把握するとよい。</p>		

<b>外部評価に対する所管の対処方針</b>	
<p>① 受託事業を含めた全事業の事務事業評価を行うとともに、社協の目的である地域福祉の推進に個々の事業がどれだけ寄与できたかを検証、評価し、事業ごとのウエイト付けも含めた事業展開につなげていきたいと考えています。</p> <p>② 総収入の「区からの受託事業費」及び「区からの受託事業に係る事業費(区からの受託事業に係る人件費を含む)」の金額の入力に誤りがあり、102,786千円が、正しくは171,264千円でした。経営評価を実施するにあたっては、あってはならない誤りであり、今後、記載内容をしっかり確認して二度とこのようなことがないよう努めていきます。</p> <p>③ 単位当たりコストについては、評価表の「算式・説明」欄の記載が誤っていました。実際は、いずれも総事業費(事業費+事業に係る人件費)で算定した金額です。今後、評価表の「算式・説明」欄の記載について、「歳出決算額」「決算額」を「総事業費」と改めます。</p> <p>④ 事業量に応じた所要人員の算定が十分にされておりませんでした。今後、全事業の事務事業評価を実施する予定であるため、その評価のなかでより厳密に人員の算定を行っていき、適切な人員配置に努めて参ります。</p> <p>⑤ 共通する事業を実施する他団体の経営情報等も参考にしながら、適正な事業運営、組織の改善につなげるようにしていきたいと思っております。</p> <p>⑥ 個人情報の保護はもとより、職員に対し危機管理対応に関する研修及び情報管理のルール徹底を図るとともに、必要な見直しを行うなど危機管理体制の強化・充実に努めます。</p> <p>⑦ 成果指標については、事業の目標値が設定でき、具体的な成果として表すことのできる指標を検討します。</p>	

#### 団体の対処結果(平成25年度実施結果)

- ①補助事業だけではなく、全ての事業の事務事業評価を行い、社協の目的への貢献度について検証し、次年度への課題に結びました。また、事業計画において拡充、強化、現状維持等のウエイト付けを行い、各事業に取り組みました。
- ②平成25年度事業分析Ⅲ(平成24年度分の財務状況)の数値を訂正し、過年度分についても修正しました。
- ③単位当たりコストの「算式・説明」欄について、改めて「総事業費」として記載しました。
- ④全事業の事務事業評価を行い、事業量に応じた人員数を検証し、適切な人員配置に努めました。
- ⑤東京都社会福祉協議会が実施する会議等へ出席し、23区の社会福祉協議会の事業実施状況を確認するとともに、近隣の社会福祉協議会と、業務の実施方法や課題等について情報交換の場を持つなど、積極的に情報収集を行い、業務改善の参考としました。
- ⑥情報セキュリティ研修を全職員向けに毎年実施しています。また、平成25年度は、係長職以上に向けて個人情報に関わるリスク管理研修を実施するとともに、管理職は区の危機管理研修を受講するなど、危機管理体制を強化しました。
- ⑦成果指標として挙げている『資金貸付』については、実績数値の上昇が、必ずしも成果とはならないため参考指標とし、次年度からは、具体的な成果が表すことのできる事業を指標に示すこととしました。



<b>団体名</b>	公益社団法人 杉並区シルバー人材センター	<b>担当部課</b>	保健福祉部高齢者施策課
<b>事業目的</b>	社会参加の意欲ある健康な高齢者に対し、地域社会と連携を保ちながら、その希望、知識及び経験に応じた就業並びに社会奉仕等の活動機会を確保し、生活感の充実及び福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与する。	<b>顧客</b>	区民高齢者及び発注者
<b>事業内容</b>	①就業機会提供 ②調査研究 ③相談 ④研修・講習 ⑤普及啓発 ⑥社会参加等支援 ⑦安全就業等の推進		
<b>内三 部次 評価 評価</b>	○ 経済情勢など非常に厳しい状況の下で、効率化に向けた取組などにより、ほぼ例年並みの経営状況となっている。会員も毎年度100名前後増えており、地域で働くことや地域社会への貢献に対する高齢者の意欲やシルバー人材センターへの期待がうかがえる。引き続き、健全運営に努めるとともに、会員一人ひとりの技術や意識の向上や地域貢献活動の充実に向けて努力していくことが必要である。 ○ 24年度からの中長期計画において、これまでの取組や実績を振り返るとともに、高齢者の就労活動や地域貢献活動の推進に向けたセンターの役割や位置づけを明確にしている。今後、計画に沿った取組を進め、定期的に成果や課題を確認し、目標を達成することを期待する。		
<b>外部評価</b>			
<b>対経 営 状 況 評 価 に</b>	定量評価指標をみると、ほぼ例年並みのなかで、個別的には改善指標が増えている。定性評価をみると、すべての分野で高い評価をつけており、バランスもよい。地域住民の高齢化が進むなかで、団体の活動が存在感を高めていることが窺われる。 今後、中長期計画において明確にした目標と数値指標を結びつける際に、対応関係に留意しながら目標を管理し、はっきりとした成果に結び付くような経営を行うことが期待される。		
<b>評 価 表 の 記 入 評 価 方 法</b>	定量的評価も定性的評価も高い水準にあるということは、成果から見た経営が良好であることを意味するが、他方で、設定された目標が妥当であるか否かを再検討する姿勢が必要であろう。つまり目標水準が低いのではないかという懸念である。中長期計画の戦略的方向性を明確にするということは、この点に対する答えを出すことでもある。		

<b>外部評価に対する所管の対処方針</b>
平成23年度の目標水準は、平成17年度に策定した中長期計画(17～26年)に基づいて設定されたものであるが、本センターは平成23年度にその目的に従来の就業機会の確保に加え、社会奉仕等の活動機会の確保を明記するなどして公益社団法人の認定を受け、平成24年度を初年度とする新たな中長期計画を定めている。新計画に基づき、会員数・就業延日人員・事業収入の予想数値を新たに設定する外、地域貢献活動の指標(24～28年)も新たに設定するなど環境の変化を踏まえた評価指標の設定を検討する。

<b>団体の対処結果(平成25年度実施結果)</b>
○平成23年度に公益社団法人の認可を受け、「中長期方針2012」を策定し、高齢者の就業並びに地域貢献活動を大きな柱として基本方針に揚げ、その方針に沿って事業を強化し推進に取り組みました。 ・就業活動については、安全管理委員会が中心となり、分ち合い就業の推進と長時間就業の是正に取り組み、組織的に安全を最優先にした就業対策を進めました。 ・地域貢献活動については、平成25年1月から開始した「シルバー孫の手」事業を推進し、26年3月末までに449名の会員がボランティア登録し、平成25年度に受付した申し込み222件に対し、209件の実績となっています。その他、25年度に21回目となった青梅街道清掃ボランティアには、161名の会員が参加しました。 ○活動指標・成果指標に、地域貢献活動の項目を設定しました。  ※「シルバー孫の手」事業＝シルバー人材センター会員が、電球の取り換えなど、高齢者世帯へのちょっとした困り事に対し無償のボランティア活動する地域貢献事業

<b>団体名</b>	特定非営利活動法人 すぎなみ環境ネットワーク	<b>担当部課</b>	環境部環境課
<b>事業目的</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・諸事業の推進を通じて、区民の環境保全行動に寄与する。</li> <li>・区民の生活環境の向上を図るとともに、活動を通して地球環境の保全、ひいては地球温暖化防止の一助となる事業を展開していく。</li> </ul>	<b>顧客</b>	一般区民
<b>事業内容</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 家具、衣料品のリサイクルショップ運営</li> <li>2. フリーマーケットの実施</li> <li>3. 集団回収事業の実施</li> <li>4. 不用品情報コーナーの運営</li> <li>5. 講座・講演会等による普及啓発</li> <li>6. デイッシュ・リユース・システムの運営</li> <li>7. リサイクルひろばの普及啓発等</li> <li>8. 環境学習支援活動の実施</li> </ol>		
<b>内部評価 (三次評価)</b>	<p>○区民の環境やエネルギー問題に対する意識は、東日本大震災を契機に大きく変化している。今後は、これまでの経験や知識をさらに深め、区民の環境配慮行動をさらにリードしていく存在となることを期待する。</p> <p>○23年度に杉並区外部評価委員会から受けた指摘等を踏まえて検討が行われている環境情報館については、委託の範囲や事業の実施方法、区とNPOの役割分担等の検証を十分に行い、NPO法人としてのノウハウを活かす施策を検討することが必要である。</p> <p>○収益事業の工夫などにより、NPO法人としての財政基盤の強化についても引き続き取り組んでみたい。</p>		
<b>外部評価</b>			
<b>対経営 する状 況評 価に</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き経常収支はマイナスとなっているものの数値は大幅に改善してきており、経営努力の成果が見て取れる。</li> <li>・衣料品販売が好調のようであり、中古品の再使用に対する区民ニーズを踏まえながら、今後もこうした収益性が見込める取組みに力点を置いた事業展開が望まれる。</li> </ul>		
<b>評 価 表 の 記 入 方 法</b>	<p>・団体の事業目的には地球温暖化防止の一助となる事業の展開が掲げられているが、具体的な事業内容をみると循環型社会の形成に資する事業が主となっており、温暖化防止活動に資するものが少なくとも評価表を見る限りはみあたらない。目的と手段との不整合が是正される必要がある。</p>		

<b>外部評価に対する所管の対処方針</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成24年度は、衣料品リユース事業の第2店舗を立ち上げるにより事業の収益を高め、自主財源の増強を図ります。また、財政基盤の強化に向け、収益性が見込まれる事業を強化する等、取り組みを進めます。</li> <li>・環境情報館では、環境配慮行動の推進を目的として、資源循環型社会の形成とともに地球温暖化防止に向けた講座・講演会などの事業を行っていますが、事業実施状況においては、資源循環型社会の形成に関する事業のウエイトが大きくなっております。</li> <li>・地球温暖化の防止活動を広めていくことは重要な課題と認識しており、地球温暖化防止につながる「低炭素社会」づくりに向けた講演会や見学会を開催する等、多くの区民が関心を持ち行動につながるような事業を今後展開してまいります。</li> </ul>	

<b>団体の対処結果(平成25年度実施結果)</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・衣料品リユース事業については高井戸と荻窪の2店舗で展開しました。24年度に販売実績がダウンしたため、商品販売促進会議を組織し、売上げアップに向けた戦略を検討した結果、PRの強化が不可欠との結論を得て、区広報掲載、地域タウン誌掲載、チラシ配布、ポスティング等、積極的なPRに取り組みました。その結果、両店とも衣料品の売上げが伸び、区民からの寄付も増加しました。また、その他の品目では、家具は伸び悩みましたが、食器等の売上げは増加しました。</li> <li>・環境情報館では、区委託事業として講座・講習会を年間44講座実施しており、平成25年度は全体の32%にあたる14講座について新しいテーマで実施しました。また、地球温暖化防止活動に直接資するとの指摘があったエネルギー関連の講座の実績は2講座でしたが、講座・講習会は、受講した区民一人ひとりの環境に配慮した行動の推進を目的に実施しており、リサイクル活動の普及啓発をはじめとした法人の実施事業は、すべて環境配慮行動の推進、ひいては地球温暖化防止にも繋がる内容であると考えています。なお、講座・講習会とは別に、4回の環境講演会、バス見学会など毎回工夫をこらして実施し、参加者数のアップに向けて努力しました。</li> </ul>	

<b>団体名</b>	杉並区交流協会	<b>担当部課</b>	区民生活部文化・交流課
<b>事業目的</b>	杉並区における国内・国際交流の推進を図ることにより、活力のある開かれた地域社会の発展と心豊かな区民生活の形成に寄与する。	<b>顧客</b>	外国人を含む全区民及び協会会員(区外居住者を含む)
<b>事業内容</b>	① 友好都市等との友好親善に関する事業 ② 外国都市及びその市民との交流事業 ③ 地域における国内・国際交流の推進事業 ④ 協会の広報及び情報の提供事業 ⑤ 調査その他の事業		
<b>内部評価 (三次評価)</b>	○ 国内交流事業については、従来の自治体レベルの交流から区民・市民レベルの直接的な交流事業の拡大を図るための新たな試みを行うなど、今後に期待したい。 ○ 国際交流事業においても、台湾との中学生野球交流など新たな取組をスタートさせており、こうした新たな取組をテコとして、民間交流を拡充させていく必要がある。また、在住外国人支援事業では、今後の在住外国人の増加予想への対応として、外国人相談業務などの質の充実を図っていく必要がある。 ○ 早期に事業の見直し検討を行い、会員数の増加を図るとともに、中長期的視点に立った各事業の再構築が望まれる。		

**外部評価**

<b>経営状況に対する評価</b>	行政レベルから市民レベルの交流拡大への方向性、会員組織を基礎に広く一般市民の参加型事業を指向する取組は評価できる。東京の有力自治体である杉並区が行う国内外の自治体や市民との交流、支援事業の意義は大きく、一般区民の評価や関心も高まっているものと思われる。協会の運営経費はその全額を杉並区から補助されるため、財務的に不安定になることはないが、同時に実施事業の意義や効果が要求され期待される。イベントや講座の運営費については受益者負担で賄うべく企画されているようなので、参加者には「納得感」を持たせ、今後区からの補助金負担を極力抑えながら、諸活動の活発化を期待したい。
<b>評価表などの記入方法</b>	経営評価について、23年度は事業見直しの過渡期にあった年度である。旧事業を対象に評価したため課題も多く示されているが、24年度に向けた立案事業についても、取り組みとして具体的に表現しても良かったかと思われる。 また、総合評価の中で、「着実な努力の成果が目に見える成果増に結びついていない」という記述があるが、行政機能の一部を担っているところでもあり、成果指標等の工夫、検討も今後の課題になるであろうか。

**外部評価に対する所管の対処方針**

<p>現在、杉並区交流協会は、「人と人、地域と地域をつなぎ、活力ある地域社会を実現する」ことを基本理念に、これまでの事業を見直し、①在住外国人のサポート、②国内外の交流自治体との幅広い交流の推進、③多文化共生時代の区民意識の向上、の3つを基本に事業展開を行うこととしており、外部評価の意見をも踏まえ、効果的・効率的で、また時代にふさわしい交流事業実施に努めてまいります。 これに合わせ成果指標等の改善も図り、より事業の成果が分かりやすく評価分析できるようにしていきます。</p>
---

**団体の対処結果(平成25年度実施結果)**

<p>平成25年度に杉並区交流協会の基本理念を見直し、3つの柱に沿って、さまざまな事業を展開してきました。それに伴い、成果指標もより事業の成果を評価しやすいものへと変更しました。事業内容としては、魅力ある交流自治体訪問ツアーの実施や事業内容の見直し、コミュかるショップのリニューアル、組織体制の強化など、様々な改革に取り組んだ結果、事業への参加者数の増加やコミュかるショップの売上を大幅に伸ばすなど、具体的な成果が表れています。 また、各事業を実施するごとに参加者アンケートを実施し、顧客満足度の調査・分析を行い、その事業の検証に役立てて、常に事業の見直しを図っています。 今後、増加する外国人への対応や2020年の東京オリンピック・パラリンピックを控えて、国際化への対応が大きな課題となっており、語学ボランティアなどの人材育成に取り組んでいきます。また、外国人相談や日本語教室なども、関係機関と連携を取りながら更に充実を図ります。</p>
--

## 平成26年度 行政評価等の取組について

### I 平成25年度の主な取組

- 評価対象である平成24年度の区の取組について、総合計画の施策体系に基づいた新たな評価体系による施策評価・事務事業評価及び外部評価を実施した。
- 外部評価は、10施策及び施策を構成しない事務事業10事業について、施策・事業の目的や指標の適切性、改善・見直しの方向性、評価表の記入方法等に視点を置いて実施した。
- 外部評価の参考とするとともに、各所管課での行政評価の技術を向上させるために、評価対象施策のうち5施策について、外部評価委員会において施策評価担当課への事前ヒアリングを試行した。

### II 平成26年度行政評価等の取組方針

#### 1 行政評価の目的

行政経営の質の向上を目指し、以下の目的により行政評価を実施する。

##### ①総合計画の進捗状況、達成度の把握

基本構想の実現に向けて、総合計画・実行計画の進捗状況、達成度を把握し、事業の見直しや予算に反映させる。

##### ②職員の政策形成能力の向上

評価の作業プロセスを職場内で共有し、P D C Aサイクル<sup>※</sup>に基づいた事業運営を進めるとともに、多くの職員が評価（Check）と改善（Action）に関わることで意欲を高め、政策形成能力の向上を目指す。

※Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Action（改善）の4段階を繰り返すこと  
によって、業務を継続的に改善すること。

##### ③説明責任と区政の透明性の確保

区の活動内容（経営状況）を公表することにより区政の透明性を高め、区民への説明責任を果たすことにより、協働によるまちづくりを進める。

#### 2 行政評価の実施

##### (1) 評価対象

すべての施策、事務事業を対象とする。（別紙参照）

- 実行計画事業を含む事務事業については、重点的に評価を行う。
- 予算執行等の便宜上設けられた事務事業、内部管理事務や施設の維持管理

費のみを内容としている事務事業については、評価項目を執行状況やコストの把握のみとした簡易な評価とする。

(2) 総合計画・実行計画との関係

総合計画・実行計画の改定に際しては、平成25年度に実施した行政評価の結果を十分に踏まえる。

(3) 評価の進め方(取組の視点)

適切な評価を行うとともに、評価能力の維持・向上を図るために、以下の視点で取り組むこととする。

- ①仕事の質や効率性の向上について意識しながら、各職場において十分に議論する。
- ②事務事業評価については、所管する課長が責任者として評価内容を確認する。施策評価については、各部の二次評価部門を中心に部内で十分調整し、評価結果を共有する。
- ③事務事業は、事業の目的、取組内容、指標の達成状況を踏まえて評価する。活動指標・成果指標については、事業の目的や状況の変化に対応するよう見直しをする。
- ④施策は、事務事業との関連性に留意しながら、指標の達成状況を分析したうえで評価する。

(4) 評価結果の活用

- ①区政経営報告書（主要施策の成果、歳出決算一覧、総合計画・実行計画の進捗状況）に活用する。
- ②各課・各部において評価を踏まえた事業等の見直しを進め、平成27年度予算の検討に反映させる。

### 3 財団等経営評価

(1) スポーツ振興財団、障害者雇用支援事業団、社会福祉協議会、シルバー人材センター、杉並環境ネットワーク、交流協会の6団体について、各団体による一次評価、団体を支援する区による二次評価を実施する。

(2) 評価は、各団体において、コスト意識の向上や効率的・効果的な事業による区民サービスの向上に向けて行うとともに、所管部課において、今後の支援の参考資料として活用する。

#### 4 外部評価

- (1) 専門的知見を有し、公正かつ中立な立場から、行政評価の客観性の確保、評価制度の充実を図ることを目的として、杉並区外部評価委員会による外部評価を実施する。
- (2) 評価対象となる施策・事業・団体については、外部評価委員会において選定する。
- (3) より有効な評価とするために、施策評価について所管課ヒアリングを実施する。

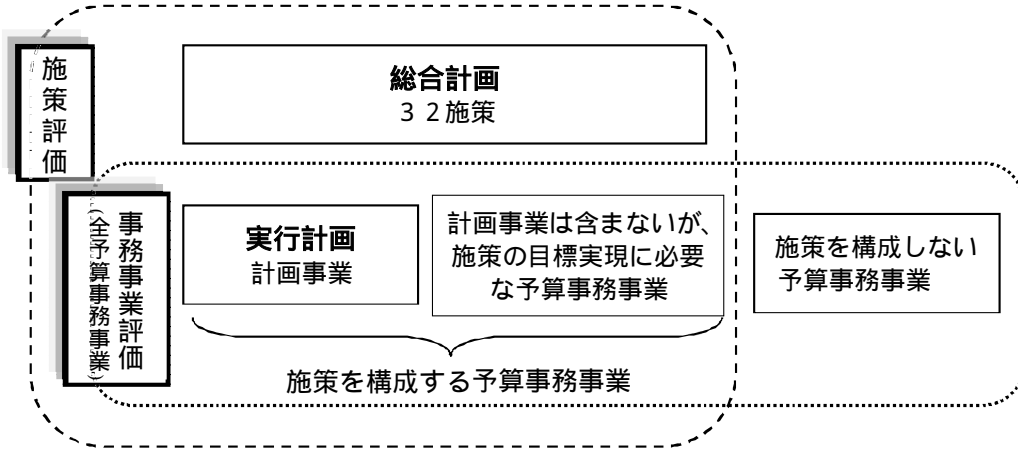
#### 5 行政評価システムの構築

平成27年度から、データの正確性を確保し評価作業の効率化を図るとともに、行政評価データを幅広く効果的に活用するため、新たに行政評価システムを導入することとし、平成26年度は、システム導入に向けた準備を進める。なお、システム導入に合わせて、現行の評価方法について検証する。

#### 6 平成26年度行政評価スケジュール（別紙参照）

平成26年5月	行政評価説明会
7月	行政評価システム開発業務委託事業者決定 第1回外部評価委員会
平成27年2月	行政評価システム説明会
5月	行政評価システムによる行政評価開始

<行政評価の体系



税賦課徴収事務、住民基本台帳事務など区の業務の基盤となる事務事業のほか、部の一般管理やどの施策にも該当しない事務事業

平成26年度 行政評価スケジュール

項目	平成26年										平成27年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
行政評価		説明会(5月12、13日) 事務事業評価	施策評価(二次評価含む)		区政経営報告書公表			行政評価報告書公表					
			財団等経営評価(自己評価・二次評価)				財団等経営評価報告書公表						
外部評価委員会			第1回 26年度行政評価の取組について				第2回 外部評価	第3回 入札監視		第4回 評価結果と区の対処方針		外部評価報告書公表	
行政評価システム導入		事業者選定	事業者決定		システム設計・システム開発							説明会	

## 平成 26 年度外部評価の進め方について（案）

### 1 外部評価の対象

#### (1) 行政評価

- ①施策評価＝32 施策（施策を構成する事務事業＝426 事業） 資料 8（1 ページ）
- ②事務事業評価＝施策を構成しない事業（209 事業） 資料 8（2～6 ページ）

#### (2) 財団等経営評価

資料 8（7 ページ）

6 団体のうち、25 年度に外部評価を実施した杉並区障害者雇用支援事業団を除き、杉並区スポーツ振興財団、杉並区社会福祉協議会、杉並区シルバー人材センター、すぎなみ環境ネットワーク、杉並区交流協会の 5 団体から選定する。

### 2 評価方法

- ①委員の希望に基づき、担当施策・事業・団体を決定する。
- ②担当委員が作成した評価案について、委員会で確認し、決定する。

### 3 所管課事前ヒアリング

#### (1) 25 年度のヒアリング（試行）

- ・10 月 29 日、11 月 5 日に、外部評価委員会（非公開）で実施。
- ・5 つの目標につき 1 施策ずつ
- ・1 施策について 50 分程度（説明 10 分、質疑 35 分、まとめ 5 分）
- ・区側の出席者＝施策評価担当課長、施策担当課長、施策に含まれる事業の所管課長

#### (2) 26 年度の実施方法・実施時期等

### 4 評価担当の決定



## 5 外部評価委員会スケジュール(案)

※ ↓ は委員の作業期間

	外部評価	入札監視	区の取組(参考)
6月			<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合計画・実行計画改定作業(～8月)</li> <li>○事務事業評価(5～7月)</li> <li>○財団等経営評価(6～8月)</li> </ul>
7月			<ul style="list-style-type: none"> <li>○区政経営報告書原稿作成</li> <li>○行政評価システム事業者選定</li> </ul>
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○外部評価委員会</li> <li>・26年度外部評価の進め方</li> </ul>		○システム構築開始
9月	外部評価対象施策希望調査		<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合計画・実行計画パブリックコメント(9/1～30)</li> <li>・基本構想実現のための区民懇談会</li> <li>○区政経営報告書発行(下旬)</li> <li>○経営評価報告書速報版発行(中旬)</li> </ul>
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヒアリング対象施策の決定</li> <li>・担当施策決定</li> </ul>	入札監視資料を委員に送付 ↓ 入札監視対象の選定 ↓ 案件決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>○行政評価報告書、経営評価報告書発行(下旬)</li> </ul> 行政評価表データ(USBメモリー)送付
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○外部評価委員会</li> <li>・所管課ヒアリング</li> </ul> 評価表作成		<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合計画・実行計画策定</li> </ul>
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○外部評価委員会(入札監視)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本構想実現のための区民懇談会</li> </ul>
1月			●外部評価に対する対処方針作成
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○外部評価委員会</li> <li>・外部評価まとめ</li> </ul> 総括意見		<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政評価システム説明会</li> </ul>
3月	外部評価委員会報告書発行(下旬)		

1 計画の体系と施策を構成する事務事業

目標	価外実部 施評	施策名	事業 数	主な事務事業
1 災害に強く 安全・安心に 暮らせるまち		施策1 災害に強い防災まちづくり	9	防災まちづくり、耐震改修促進、水防対策 など
	25	施策2 減災の視点に立った防災対策の推進	15	防災意識の高揚、災害時情報連絡体制の確立、防災施設整備 など
		施策3 安全・安心の地域社会づくり	10	防犯対策の推進、消費生活相談及び消費者啓発、街路灯の新設・改修 など
2 暮らしやすく 快適で魅力 あるまち		施策4 利便性の高い快適な都市基盤の整備	18	鉄道連続立体交差の推進、自転車駐車場等整備、狭あい道路拡幅整備 など
		施策5 良好な住環境の整備	15	区営住宅の住環境整備、高齢者住宅の提供、住宅総合相談等 など
	25	施策6 魅力的でにぎわいのある多心型まちづくり	3	景観まちづくり、都市再生事業、多心型まちづくりの推進
3 みどり豊かな 環境にやさしい まち		施策7 地域の特性を活かし将来を見据えた産業の振興	10	アニメの振興と活用、農業の支援・育成、就労支援 など
	25	施策8 水とみどりのネットワークの形成	11	水辺環境の整備、公園等の整備、みどりを育てる など
		施策9 再生可能エネルギーを活用した住宅都市づくり ★1	1	地域エネルギー対策の推進①
4 健康長寿と 支えあいのまち	25	施策10 ごみの減量と資源化の推進	6	ごみの減量と資源化の推進、ごみ・し尿の収集・運搬、ごみ・資源の排出の適正管理 など
		施策11 環境を大切にする生活スタイルの促進 ★1	5	環境配慮行動の推進、安全美化条例に基づく生活環境の改善、自然環境の保全 など
		施策12 いきいきと暮らせる健康づくり	25	住民参画の健康なまちづくり、がん検診、区民健康診査 など
	25	施策13 地域医療体制の整備	3	救命救急体制の充実、急病診療事業の運営、歯科保健医療センターの運営
		施策14 健康危機管理の推進 ★2	13	食品衛生監視、予防接種、放射能対策 など
		施策15 高齢者のいきがい活動の支援	13	シルバー人材センター支援、ゆうゆう館の運営、長寿応援ポイント事業 など
		施策16 高齢者の在宅サービスの充実	27	安心おたっしや訪問、在宅療養支援体制の充実、家族介護支援事業等 など
	25	施策17 要介護者高齢者の住まいと介護施設の整備	12	認知症高齢者グループホームの建設助成、介護老人保健施設の建設助成、特別養護老人ホーム等の建設助成 など
		施策18 障害者の社会参加と就労機会の充実	22	障害者福祉タクシー等、障害者の就労支援事業、障害者入所・通所施設の整備 など
		施策19 障害者の地域生活支援の充実	26	障害者自立支援サービス、障害者相談支援、障害者グループホームの整備 など
5 人を育み 共につながる 心豊かなまち	25	施策20 支えあいとセーフティネットの整備	23	成年後見制度の利用促進及び福祉サービス利用者保護、生活支援情報提供の推進、被生活保護者等自立支援 など
	25	施策21 安心して子どもを産み育てられる環境づくり ★3	28	子ども子育てまちづくりの推進、児童虐待対策、安心して妊娠・出産できる環境づくり など
		施策22 保育の充実	26	認証保育所運営、家庭福祉員、保育施設の整備 など
		施策23 障害児支援の充実	11	障害児通所給付、こども発達センター療育相談・指導、発達障害児支援 など
		施策24 子ども・青少年の育成支援の充実	14	児童青少年センター・児童館事業の運営、学童クラブ事業、次世代育成基金の運営 など
	25	施策25 生涯の基盤を育む質の高い教育の推進	22	学校の支援、国際理解教育の推進、就学前教育 など
		施策26 成長・発達に応じたきめ細かな教育の推進	7	特別支援教育(障害児教育)、小学校障害児就学奨励、済美養護学校維持管理① など
		施策27 学校教育環境の整備・充実	13	小学校の施設整備、小中一貫校の施設整備、高井戸第二小学校の改築 など
		施策28 地域と共にある学校づくり	3	新しい学校づくりの推進、地域運営学校等推進、青少年委員活動
		施策29 学びとスポーツで世代をつなぐ豊かな地域づくり	22	社会教育の振興、図書館運営、(仮称)スポーツ推進計画 など
	25	施策30 文化・芸術の振興	3	文化・芸術の振興、杉並芸術会館の維持管理、杉並公会堂(PFI事業)
		施策31 交流と平和、男女共同参画の推進	6	平和事業の推進、男女共同参画の推進、国際・国内交流の推進 など
	施策32 地域住民活動の支援と地域人材の育成	4	地域住民活動の支援、NPO等の活動支援、地域人材の育成 など	
合計			426	

※全予算事務事業619事業のうち、施策に属する予算事務事業数は410。施策をまたがる事業については、それぞれの施策に分けて事務事業評価を実施したため、評価表数は426となっている。(施策を分けた事業は事業名の後に①②と表示)

※総合計画・実行計画の改定にあたり、施策・事業の見直しを行っている(現在、区民等の意見提出手続中)。変更予定の施策は次のとおり。

★1＝施策9と施策11は統合 ★2＝廃止(事業は他の施策に移行) ★3＝3施策に分割

2 施策を構成しない事務事業（209事業）

(単位:千円)

外部 評価 実施	整理 番号	事務事業名	主要事業	25年度 事業費	25年度 人件費	25年度総事業費 (事業費+人件費)	所属部課名
	4	政策経営部の一般管理事務		2,454	10,001	12,455	政策経営部 企画課
	5	区政運営の総合調整	○	8,968	56,622	65,590	
	6	区政経営改革の推進	○	2,712	43,342	46,054	
	7	施設整備基金積立金		3,384,464	86	3,384,550	
25	8	公有地活用推進	○	0	1,122	1,122	
24	100	緊急雇用創出臨時特例交付金事業	○	19,999	1,985	21,984	政策経営部 財政課
	9	予算編成事務		3,791	102,007	105,798	
	10	財政調整基金積立金		5,761,771	86	5,761,857	
	11	減債基金積立金		386,780	86	386,866	
	98	中小企業勤労者福祉事業会計繰出金		8,184	863	9,047	
	129	国民健康保険事業会計繰出金		4,848,979	86	4,849,065	
	130	国民健康保険財政基盤安定繰出金		1,429,562	86	1,429,648	
	169	介護保険事業会計繰出金		5,211,456	86	5,211,542	
	170	後期高齢者医療事業会計繰出金		4,514,879	86	4,514,965	
	171	後期高齢者医療財政基盤安定繰出金		598,717	86	598,803	
	547	特別区債元金償還金		1,454,106	86	1,454,192	
	548	特別区債利子支払		270,303	86	270,389	
	549	一時借入金利子支払		0	0	0	
	550	起債事務		3,072	1,467	4,539	
	553	予備費充当		0	0	0	
	595	予備費		0	0	0	
	620	予備費		0	0	0	
	630	予備費		0	0	0	
	635	予備費		0	0	0	
25	13	情報公開・個人情報保護・法規		10,302	99,266	109,568	政策経営部 情報政策課
25	14	情報政策の推進		18,632	57,131	75,763	政策経営部情報システム課
	12	情報システムの運営		1,192,095	326,967	1,519,062	政策経営部営繕課
	27	区施設の保全管理		39,735	141,420	181,155	総務部総務課
	30	総務部一般管理		1,750	2,733	4,483	
	31	総務事務		158,851	45,882	204,733	
	32	外部監査		4,783	2,848	7,631	
	33	文書事務		31,203	51,191	82,394	
25	34	秘書事務		3,661	34,347	38,008	総務部職員課
	551	特別区競馬組合分担金		0	86	86	
	15	職員人事・給与支払事務		126,846	121,615	248,461	
	16	共済組合等分担金		69,757	17,451	87,208	
	17	杉並区職員互助会事業補助		26,050	12,945	38,995	
	18	非常勤職員社会保険・雇用保険		80,560	22,629	103,189	
	19	職員福利厚生		28,165	4,315	32,480	
	20	職員の健康管理		61,916	13,219	75,135	
	538	議会職員人件費		148,670	3,764	152,434	
	539	総務職員人件費		5,645,875	11,038	5,656,913	
	540	生活経済職員人件費		3,352,292	7,733	3,360,025	
25	541	保健福祉職員人件費		14,132,358	10,927	14,143,285	
	542	都市整備職員人件費		2,767,918	7,733	2,775,651	
	543	環境清掃職員人件費		2,357,446	7,733	2,365,179	
	544	教育職員人件費		1,948,024	7,388	1,955,412	
	546	嘱託員人件費		2,403,549	6,913	2,410,462	
	554	国保職員人件費		563,511	4,972	568,483	
	555	国保嘱託員人件費		5,075	599	5,674	
25	21	職員人材育成		29,923	34,842	64,765	総務部人材育成課

2 施策を構成しない事務事業（209事業）

(単位:千円)

外部評価実施	整理番号	事務事業名	主要事業	25年度事業費	25年度人件費	25年度総事業費 (事業費+人件費)	所属部課名
	22	区役所本庁舎等維持管理		646,134	132,905	779,039	総務部経理課
	23	庁有車の管理	○	129,503	26,575	156,078	
	24	契約事務		997	81,421	82,418	
	25	財産の取得・維持管理		21,585	30,527	52,112	
	26	土地開発公社の事業支援		127,996	8,803	136,799	
	35	区政の広報		180,940	129,918	310,858	総務部広報課
	36	広聴活動		39,400	52,027	91,427	総務部
25	37	区民相談		17,550	21,884	39,434	区政相談課
	38	危機管理体制の強化		20,348	28,479	48,827	危機管理室危機管理対策課
	47	会計・物品管理事務		60,547	145,175	205,722	会計管理室
	552	小切手支払未済償還金		0	0	0	会計課
	48	選挙管理委員会の運営		13,967	25,286	39,253	選挙管理委員会事務局
	49	選挙に関する常時啓発活動		2,854	17,433	20,287	
	50	都知事選挙		152,683	62,309	214,992	
	51	都議会議員選挙		135,915	44,013	179,928	
	52	参議院議員選挙		131,369	24,164	155,533	
	53	監査委員・事務局の運営		9,859	70,052	79,911	監査委員事務局
	1	区議会の運営		154,448	122,981	277,429	区議会事務局
	2	区議会議員報酬		656,454	2,407	658,861	
	3	区議会事務局の運営		1,858	8,366	10,224	
	54	区民生活部一般管理		27,066	15,227	42,293	区民生活部 管理課
	55	自衛官募集広報事務		60	863	923	
	56	公衆浴場の確保対策		13,231	1,726	14,957	
	57	外国人学校児童等保護者負担軽減		4,162	863	5,025	
	58	犯罪被害者支援		1,038	6,565	7,603	
	71	保養のための宿泊機会の提供		107,762	18,425	126,187	
	72	杉並会館の維持管理		62,611	4,315	66,926	
	82	杉並区統計書発行		1,783	3,950	5,733	
	83	各種統計調査		17,845	58,721	76,566	
	84	戸籍事務		89,967	398,491	488,458	区民生活部 区民課
	85	住民基本台帳事務		152,596	714,576	867,172	
	86	印鑑登録事務		3,517	289,372	292,889	
	87	住居表示の管理		7,747	34,779	42,526	
	88	区民事務所等の管理・運営		91,183	22,783	113,966	区民生活部地域課
	64	公共施設予約システム等維持管理		60,414	41,270	101,684	
	59	自動車臨時運行許可事務		72	4,871	4,943	区民生活部 課税課
	78	過誤納還付		182,838	24,164	207,002	
25	79	特別区民税、都民税賦課事務		164,864	631,717	796,581	
24	80	特別区民税、都民税徴収整理事務	○	103,304	420,561	523,865	産業振興セン ター
	81	軽自動車税、たばこ税賦課徴収事務		10,596	33,551	44,147	
	631	運営管理費		30,423	4,530	34,953	
	632	調査研究事業		148	1,249	1,397	
	633	情報提供事業		5,998	3,643	9,641	保健福祉部 管理課
	634	福祉事業		25,414	9,203	34,617	
	101	保健福祉部一般管理		20,134	38,657	58,791	
	103	民生(児童)委員活動		51,189	35,987	87,176	
	104	社会福祉協議会に対する助成等		196,364	5,868	202,232	
	114	福祉サービス第三者評価		15,646	2,589	18,235	
	125	社会福祉法人の認可・指導		205	5,523	5,728	
	127	保健福祉部国庫支出金返納金		136,430	1,381	137,811	
	128	保健福祉部都支出金返納金		88,325	1,381	89,706	
	131	臨時福祉給付金給付事業		52	3,021	3,073	

2 施策を構成しない事務事業（209事業）

（単位：千円）

外部 評価 実施	整理 番号	事務事業名	主要事業	25年度 事業費	25年度 人件費	25年度総事業費 (事業費+人件費)	所属部課名
	126	高額療養費等資金貸付基金繰出金		1,269	1,726	2,995	保健福祉部 国保年金課
	158	老人保健医療等事務		40	863	903	
	168	老人保健医療諸費等		118	863	981	
	309	国民年金事務		3,321	151,167	154,488	
	556	国民健康保険一般事務		328,291	469,007	797,298	
	557	国民健康保険運営協議会		281	3,107	3,388	
	558	国民健康保険事業趣旨普及		1,008	5,696	6,704	
	559	東京都国民健康保険団体連合会負担金		8,713	1,726	10,439	
	560	国民健康保険一般療養の給付		27,696,198	45,449	27,741,647	
	561	国民健康保険退職療養の給付		1,102,177	6,904	1,109,081	
	562	国民健康保険一般療養費の支給		698,404	18,123	716,527	
	563	国民健康保険退職療養費の支給		19,812	9,493	29,305	
	564	国民健康保険診療報酬審査・支払手数料		116,452	1,726	118,178	
	565	国民健康保険一般高額療養費の支給		3,156,625	23,751	3,180,376	
	566	国民健康保険退職高額療養費の支給		141,799	8,630	150,429	
	567	一般被保険者高額介護合算療養費		1,337	4,315	5,652	
	568	退職被保険者高額介護合算療養費		128	863	991	
	569	国民健康保険一般移送費の支給		28	1,726	1,754	
	570	国民健康保険退職移送費の支給		0	0	0	
	571	出産育児一時金の支給		275,922	8,630	284,552	
	572	出産育児一時金支払手数料		110	432	542	
	573	葬祭費の支給		38,640	8,630	47,270	
	574	結核・精神医療給付金の支給		36,034	3,021	39,055	
	575	老人保健医療費拠出金		0	0	0	
	576	老人保健事務費拠出金		301	432	733	
	577	前期高齢者納付金		7,354	1,726	9,080	
	578	前期高齢者事務費納付金		636	432	1,068	
	579	後期高齢者支援金		7,837,821	1,726	7,839,547	
	580	後期高齢者支援金事務費拠出金		636	863	1,499	
	581	介護納付金		3,350,446	1,726	3,352,172	
	582	高額医療費共同事業医療費拠出金		1,272,724	1,726	1,274,450	
	583	国民健康保険財政共同安定化事業事業費拠出金		4,450,916	1,726	4,452,642	
	584	高額医療費共同事業安定化事業事務費拠出金		0	0	0	
	585	国民健康保険財政共同安定化事業事務費拠出金		0	0	0	
	586	その他共同事業拠出金		10	432	442	
	587	国民健康保険保健事業		14,929	4,315	19,244	
	589	国民健康保険一般過誤納保険料の還付		96,585	17,260	113,845	
	590	国民健康保険退職過誤納保険料の還付		1,571	8,630	10,201	
	591	国民健康保険国庫支出金等返納金		425,475	432	425,907	
	592	国民健康保険小切手支払未済償還金		0	0	0	
	593	国民健康保険一時借入金利子		0	0	0	
	594	国民健康保険延滞金		0	0	0	
	621	後期高齢者医療一般事務		58,854	128,025	186,879	
	622	葬祭費の支給		189,140	4,905	194,045	
	623	広域連合分賦金		10,648,574	9,493	10,658,067	
	625	後期高齢者医療保険保健事業		2,331	863	3,194	
	626	葬祭費の支給(過年度分)		0	0	0	
	627	保険料の還付		14,177	18,986	33,163	
	628	諸収入返納金		0	0	0	
	629	一般会計繰出金		277,654	432	278,086	
	110	地域福祉活動の推進		2,500	863	3,363	

2 施策を構成しない事務事業（209事業）

(単位:千円)

外部 評価 実施	整理 番号	事務事業名	主要事業	25年度 事業費	25年度 人件費	25年度総事業費 (事業費+人件費)	所属部課名
	596	介護保険一般事務		97,890	42,479	140,369	保健福祉部 介護保険課
	597	介護認定審査会		62,980	89,712	152,692	
	598	介護認定調査		255,898	95,272	351,170	
	600	介護サービス費等の支給		28,658,824	22,438	28,681,262	
	601	介護予防サービス費等の支給		1,954,652	12,255	1,966,907	
	602	介護報酬審査支払手数料		46,713	863	47,576	
	603	特定入所者介護サービス費等の支給		792,222	10,020	802,242	
	604	高額介護サービス費等の支給		588,776	9,157	597,933	
	605	高額医療合算介護サービス等給付費		33,311	12,945	46,256	
	606	介護保険給付費準備基金の積立		369,777	1,726	371,503	
	614	過誤納介護保険料の還付		9,029	24,355	33,384	
	615	介護保険事業会計国庫支出金等返還金		298,477	1,726	300,203	
	616	介護保険事業会計小切手支払未済償還金		0	0	0	
	617	介護保険事業会計一時借入金利子		0	0	0	
	618	介護保険事業会計延滞金		0	0	0	
	619	一般会計繰出金		48,776	1,295	50,071	
	120	更生事業等		1,324	4,574	5,898	
25	310	保健所一般事務		6,091	17,078	23,169	杉並保健所地域保健課
	353	都市整備部一般管理		8,993	29,083	38,076	都市整備部 都市計画課
	354	都市計画審議会運営		1,329	9,407	10,736	
	379	建築審査会運営		1,805	8,285	10,090	都市整備部 まちづくり推進課
	385	日照等調整事務		792	34,865	35,657	
	367	まちづくり景観審議会の運営		542	6,990	7,532	都市整備部 建築課
	380	既存建築物等の適正管理指導		3,104	43,927	47,031	
	381	建築物等情報の整備及び提供		4,236	23,683	27,919	都市整備部 土木管理課
25	382	建築確認指導		665	173,446	174,111	
	384	違反建築物取締		248	47,481	47,729	都市整備部 みどり公園課
	383	開発許可及び道路位置の指定事務		533	55,836	56,369	
	387	屋外広告物許可・取締		911	14,793	15,704	
	393	建設工事統計調査		249	5,178	5,427	
	394	がけ・擁壁改善資金融資		6	1,208	1,214	
	396	道路認定改廃		382	52,025	52,407	
	397	道路等の管理区域確定		21,408	90,011	111,419	
	398	占用・使用許可、取締		7,534	87,684	95,218	
	407	道路掘さく復旧		30	5,178	5,208	環境部 環境課
	433	公園緑地事務所等の管理運営		99,660	40,796	140,456	
	434	環境部一般管理		2,213	14,335	16,548	環境部 ごみ減量対策
	435	環境保全の普及啓発		3,071	16,320	19,391	
	440	カラス・ねずみ・蜂類の駆除相談		4,251	13,442	17,693	環境部 杉並清掃事務
	441	公害等防止		2,621	31,211	33,832	
25	442	大気や河川水質などの環境実態調査		23,013	21,120	44,133	環境部 杉並清掃事務
	445	一般廃棄物処理管理事務		2,298	25,355	27,653	
	451	清掃一部事務組合分担金等		2,097,818	9,847	2,107,665	教育委員会 事務局庶務課
	448	粗大ごみ運搬の中継業務		151,271	11,996	163,267	
	452	収集作業の安全管理		10,207	19,072	29,279	教育委員会 事務局庶務課
	456	杉並区教育委員会の運営		18,890	41,356	60,246	
	460	教育委員会事務局の庶務事務		10,106	22,198	32,304	
	462	学校人事・給与事務		782,603	64,724	847,327	
	463	学校職員福利厚生		10,134	4,871	15,005	
	545	学校職員人件費		2,583,328	17,260	2,600,588	
	469	教育職員人事事務		6,273	54,801	61,074	教育委員会事務局教育人事企画課

## 2 施策を構成しない事務事業（209事業）

(単位:千円)

外部 評価 実施	整理 番号	事務事業名	主要事業	25年度 事業費	25年度 人件費	25年度総事業費 (事業費+人件費)	所属部課名
	466	高校生奨学資金貸付		70,479	13,118	83,597	教育委員会事 務局学務課
	468	学校職員の健康管理		38,419	2,853	41,272	
	478	児童・生徒災害共済給付		23,114	4,487	27,601	
	483	教職員の研修		5,486	4,315	9,801	済美教育センター

### 3 財団等経営評価

経営評価実施団体	外部評価実施			
	23年度	24年度	25年度	26年度
公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団	○		○	
公益財団法人杉並区スポーツ振興財団	○	○		
社会福祉法人杉並区社会福祉協議会	○	○		
公益社団法人杉並区シルバー人材センター	○	○		
特定非営利活動法人すぎなみ環境ネットワーク	○	○		
杉並区交流協会		○		



目標● △△△△△△△△△

施策○ □□□□□□□□□□

施策目標 (平成33年度の姿)	
--------------------	--

【所管による自己評価】

施策の総合評価 (計画事業の取組実績と、取組実績を踏まえた評価結果)	
今後の施策の方向	<input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小・統廃合
改善・見直しの方向 (中長期)	<p>○今後の施策の方向性(「コスト」に主眼を置いた評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・拡 充…コストを増やし、成果をさらに上げる</li> <li>・サービス増…コスト維持のまま、効率化や手法の転換等により成果を向上させる</li> <li>・現状維持…コスト・成果とも現状を維持する</li> <li>・効率化…コストを削減する一方で、効率化や手法の転換により成果を維持する</li> <li>・縮小・統廃合…コストを削減して、成果も縮小/施策・事業の見直しによる廃止又は統合</li> </ul>

【外部評価】

施策内容への評価	<p>○評価の視点や課題認識、内容は適切か</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・費用対効果    ・効率化    ・区民サービスの向上    ・事業の改善</li> <li>・実施方法    など</li> </ul> <p>○改善・見直しの方向性や取組が妥当か</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・改善・見直しに当たり、留意すべき点などについて、不足している視点がないか</li> </ul>
今後の施策の方向	<input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input checked="" type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小・統廃合
評価表の記入方法 などについての評価	<p>○分かりやすい記載内容か</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文章構成や表現がわかりやすいか</li> <li>・どのような視点や項目があったら、よりわかりやすくなるか</li> </ul> <p>○指標(活動指標・成果指標)が適切か</p>
施策を構成する事務 事業についての意見	

【外部評価に対する所管の対処方針】

--

施策を構成しない事務事業



事業の目的・目標	
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)	

		25年度計画	25年度実績
指標	活動指標		
	成果指標		

事業実績	I 事業の方向性（「コスト」に主眼を置いた評価） ・拡充…コストを増やし、成果をさらに上げる ・現状維持…コスト・成果ともに現状を維持（含む：コストを維持して、成果を上げる） ・縮小…コストを減らして、サービスを縮小（含む：コストを減らして、成果を維持する（効率化）） ・その他…事務事業の廃止、事業統合等
評価と課題	

改善・見直し (中長期)の方向	今後の方向性 (見直しの視点)	I 事業の方向性	<input type="radio"/> 拡充	<input type="radio"/> 現状維持	<input type="radio"/> 縮小	<input type="radio"/> その他
		II 事業の改善	<input type="radio"/> 手段・方法の見直し	<input checked="" type="radio"/> 実施主の見直し	<input type="radio"/> 対象の見直し	

【外部評価】

今後の方向性 (見直しの視点)	I 事業の方向性	<input type="radio"/> 拡充	<input type="radio"/> 現状維持	<input type="radio"/> 縮小	<input type="radio"/> その他
	II 事業の改善	<input type="radio"/> 手段・方法の見直し	<input type="radio"/> 実施主体の見直し	<input type="radio"/> 対象の見直し	

事業内容への評価	II 事業の改善 ☆手段・方法の見直し ・サービスの種類・提供の時間・場所等を見直す。 ・類似サービスとの整理・統合を行う。 ・事務処理を効率化する。 ・事務事業の再構築を図る。 ・受益者負担の適正化を図る。 ☆実施主体の見直し ・アウトソーシング（委託・指定管理者等）や、NPOやボランティア等との協働、他自治体との連携・共同により実施する。 ・執行体制を合理化する。 ☆対象の見直し ・対象の範囲を見直す。
評価表の記入方法などについての評価	

【外部評価に対する所管の対処方針】

--

## 杉並区入札監視委員会について

杉並区では、第三者機関である杉並区外部評価委員会に入札監視委員会の機能を合わせ持たせ、委員の皆様には杉並区の入札・契約制度の評価、助言さらには必要な提言などをお願いしているところです。

このため今年度も、第3回外部評価委員会は、入札監視委員会として開催させていただきたいと存じます。

### 1 所掌事項（杉並区外部評価委員会条例）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、区長の諮問に応じ、答申する。

- (1) 区における行政評価に関する事項
- (2) 入札その他の契約に係る手続きに関する事項
- (3) 入札その他の契約に係る手続きに関し、当該契約に利害関係を有する者からの苦情の申立てに関する事項

### 2 入札監視委員会の設置経緯

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成13年4月施行）及び同法に基づく国の指針において、以下の内容が定められ、地方公共団体の長は、必要な措置を講ずるよう努めるものとされています。

- ① 公共工事の入札・契約における透明性の確保を図るため、その過程や内容について学識経験を有する第三者の意見を適切に反映すること。
- ② 公正な競争を促進するため、入札・契約の過程に関する苦情を適切に処理する仕組みを整備すること。